水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について

平成22年3月26日
21水港第2597号
水産庁長官通知
（最終改正
令和8年4月7日
7水漁第1812号）

第1　対象事業

この通知の対象となる事業の種類は、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表1に掲げる事業とする。

第2　共通事項

1　事業実施計画の提出及び変更

交付等要綱第5第1項の事業実施計画は別記参考様式第1号により、交付等要綱第5第2項の事業実施計画の重要な変更は別記参考様式第2号により、水産庁長官に提出するものとする。

また、水産庁が別に定める公募要領に基づく課題提案書を提出した場合は、これをもって事業実施計画書に代えることができるものとする。ただし、課題提案書の内容に変更があった場合については、別記参考様式第2号により提出するものとする。

なお、個別事業ごとに様式が定められている場合には、それによるものとする。

2　財産の運用・管理規定

事業実施主体が、補助事業実施期間後に補助事業の目的に従い事業の効果又は効率の向上を図るため、補助事業により取得した財産を実験等に供しようとする場合は、水産庁長官の承認を得なければならない。なお、実験等を委託して実施した場合も同様とする。

3　特許権の処分・放棄の協議

事業実施主体は、本事業の結果取得した特許権等に係る交付等要綱第24第3項に基づく利用又は処分については、次のとおりとする。

（1）当該事業を実施した年度及び当該年度の翌年度以降5年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記参考様式第3－1号により事前に水産庁長官と協議する。

（2）当該事業を実施した年度の翌年度以降5年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記参考様式第3－2号により水産庁長官に報告する。

4　指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体からの報告を求めることができるものとする。

第3　事業の目的、内容等

交付等要綱に掲げる事業を実施するために必要な個別事業の目的、内容等は以下のとおりとするほか、水産庁長官が別途定める公募要領によるものとする。

１－３－（１）スマート水産業推進緊急事業のうちスマート水産業普及推進事業

（１）事業の目的

地域におけるスマート化の取組をリードする伴走者の育成を支援するとともに、伴走者のサポートの下で生産者がスマート機械等を導入・利用する取組の支援を行い、その成果や知見を全国に伝播していくことで、水産業のスマート化を推進することを目的とする。

（２）事業の内容

ア　普及活動事業

水産業のスマート化の伝播・普及のために、地域におけるスマート化の取組をリードする伴走者の育成支援等が必要であることから、事業実施主体は伴走者向け講習会等を開催する。また、事業実施主体は事業実施機関が開催するスマート化に関する勉強会・報告会、視察等を支援する。

イ　スマート水産機械等導入利用支援事業

ICT 等の先端技術を用いたスマート機械等を利用したサービスの提供や生産現場におけるスマート化への取組に必要な機械等の導入利用支援を行う。

（３）定義等

１－３－（１）におけるそれぞれの用語の定義については、次のとおりとする。

ア　漁業者

漁業又は養殖業を行う経営体（個人又は法人）とする。

イ　事業実施者

ウで定める事業実施機関が策定したスマート化取組計画において、スマート水産機械等導入利用計画を作成し、スマート水産機械を導入する者であって、別表１において事業メニューごとに定める者とする。

ウ　事業実施機関

（ア）要件

事業実施機関は、次のいずれかに掲げる者で、地域や業界のスマート化を推進する機関として水産庁長官が認めた者とする。

a　デジタル化推進協議会等の協議会

令和２年度第３次補正予算又は令和３年度補正予算において措置した漁獲情報デジタル化推進事業によって設立されたデジタル化推進協議会（行政機関、試験研究機関、漁業協同組合、民間企業等で構成される、地域ごとに漁獲情報収集等のデジタル化を推進する任意団体をいう。）

b　漁業協同組合連合会又は漁業協同組合

c　漁業又は養殖業に従事する者を主たる構成員とする団体及びその団体を構成員とする連合会

d　その他代表者、目的、意思決定機関及び意思決定方法を含んだ規約を有し、本事業を確実かつ適正に実行することが可能な団体であると水産庁長官が認める者

（イ）役割

事業実施機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

a　伴走者の候補となる者を事業実施主体へ推薦する。

b　水産業のスマート化の伝播・普及を目的とした勉強会・視察等を企画・開催する。

c　地域または業界関係団体ごとに別記様式第１号のスマート化取組計画書を策定する。また、事業実施機関として同計画に必要な連携協定等の締結や、事業実施者に必要な指導を行う。

d　事業実施主体にスマート化取組計画を提出し、認められた機械導入の取組について、助成金の申請等導入に必要な手続きを行う。

e　目標達成年度における事業実施者の達成状況について伴走者から報告書をとりまとめ、報告会を開催する。また、とりまとめた報告書を水産庁へ提出する。

f　事業実施年度に実績報告書を取りまとめ、事業実施主体に提出する。

エ　事業実施主体

事業実施主体は、次に掲げる業務を行うものとする。

a　事業実施機関から推薦された伴走者の候補となる者に講習会等を行い、伴走者として認定する。

b　水産業のスマート化の伝播・普及のため、伴走者向け講習会等を開催する。また、事業実施機関から申請された普及活動事業の計画に基づき、漁業者・伴走者に向けた勉強会等の開催や

視察を支援する。

c　交付等要綱別表１に掲げる事業について、事業実施機関が申請したスマート化取組計画及びスマート水産機械等導入利用計画を審査し、採択する。また、採択した計画に基づく助成金の申請等の受付及び承認並びに助成金の交付、その他事業の運営及び指導監督を行う。

オ　伴走者

（ア）要件

伴走者は、次のいずれかに掲げる者であって、事業実施主体が指定する伴走者向け講習会を受講することとする。

a　都道府県普及員、水産試験場職員等の行政職員

b　漁業協同組合連合会又は漁業協同組合の職員

c　大学・高等専門学校の教授・教員等の職員

（イ）伴走者は、事業実施機関に推薦され、事業実施主体によって認定されるものとする。

（ウ）役割

伴走者は、次に掲げる業務を行うものとする。

a　漁業者等に対し、スマート化に関する情報を提供する。

b　スマート化取組計画の策定にあたって、スマート水産機械等導入利用計画の策定に参画する。

c　スマート化取組計画に基づき、事業実施者が行うスマート水産機械等導入利用計画の取り組みをサポートする。

d　（７）のイで定める目標達成年度において事業実施者の達成状況を評価し、事業実施機関へ報告する。

カ　水産業支援サービス

別表２に掲げるサービスとする。

（４）普及活動事業に係る助成金

ア　助成金の交付申請

（ア）事業実施機関は、普及活動事業に要する経費について助成金の交付を受けようとする場合は、別記様式第２号に定める交付申請書により事業実施主体に対して交付申請を行うものとする。

（イ）事業実施主体は、（ア）の交付申請書の提出があった場合において、その交付申請書の内容が適当であると認められるときは、別記様式第３号により、予算の範囲内において助成金の交付決定を行うことができる。なお、事業実施主体は、交付決定に際し、事業実施に当たり事業実施機関が遵守すべき条件を付すことができるものとする。

（ウ）（ア）に定める交付申請書の提出期限は、事業実施主体が別に定める日までとする。

（エ）事業実施機関は、（イ）で交付決定を受けた内容を変更し、中止し、又は廃止する場合は、別記様式第４号により助成金変更承認申請書を作成し、（ア）及び（イ）に準じて処理するものとする。ただし、補助対象経費の３割以上の増減を伴わない軽微な計画の変更を行おうとする場合は、事前に事業実施主体と協議の上、速やかに事業実施主体へ報告することで足りるものとする。

イ　助成金の交付

事業実施主体は、次に定めるところにより、事業実施に必要な経費について、予算の範囲内において事業実施機関に交付する

ものとする。

（ア）交付決定を受けた事業実施機関が概算払いにより助成金の交付を受けようとする場合には、別記様式第５号により概算払請求書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

（イ）事業実施主体は、（ア）の提出があった場合には、適当であると認められるときは助成金を交付するものとする。

（ウ）事業実施機関は、事業終了後遅延なく、別記様式第８号の普及活動事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

（エ）事業実施主体は、（ウ）の実績報告書の提出があった場合には、事業の完了を確認した上で助成金の額を確定し、別記様式第 10 号により事業実施機関に通知した上で助成金を交付するものとする。

（オ）事業実施主体は、事業実施機関に対する支払額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払いにより交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

（カ）（オ）の返還は、事業実施主体が事業実施機関に助成金の返還を命令した日の翌日から起算し

て 20 日が経過した日までの間に行わなければならないものとする。

（５）スマート水産機械等導入利用支援事業に係る助成金

ア　助成金の交付申請

（ア）事業実施機関は、スマート化取組計画を事業実施主体に提出し、認められたスマート水産機械等導入利用計画について、別記様式第６号に定める交付申請書により事業実施主体に対して事業に要する経費について助成金の交付申請を行うものとする。

（イ）事業実施主体は、（ア）の交付申請書の提出があった場合において、その交付申請書の内容が適当であると認められるときは、別記様式第７号により、予算の範囲内において助成金の交付決定を行うことができる。なお、事業実施主体は、交付決定に際し、事業実施に当たり事業実施機関が遵守すべき条件を付すことができるものとする。

（ウ）（ア）に定めるスマート化取組計画及び交付申請書の提出期限は、事業実施主体が別に定める日までとする。

（エ）事業実施機関は、（イ）で交付決定を受けた内容を変更（ウに定める重要な変更に限る。）し、中止し、又は廃止する場合は、別記様式第４号により助成金変更承認申請書を作成し、（ア）及び（イ）に準じて処理するものとする。ただし、補助対象経費の増又は補助対象経費の３割を超える減を伴わない軽微な計画の変更を行おうとする場合は、事前に事業実施主体と協議の上、速やかに事業実施主体へ報告することで足りるものとする。

イ　助成金の交付

事業実施主体は、次に定めるところにより、事業実施に必要な経費について、予算の範囲内において事業実施機関に交付するものとする。

（ア）交付決定を受けた事業実施機関が概算払いにより助成金の交付を受けようとする場合には、別記様式第５号により概算払請求書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

（イ）事業実施主体は、（ア）の提出があった場合には、適当であると認められるときは助成金を交付するものとする。

（ウ）事業実施機関は、事業終了後遅延なく、別記様式第９号のスマート化取組計画実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

（エ）事業実施主体は、実績報告書の提出があった場合には、事業の完了を確認した上で助成金の額を確定し、別記様式第 11 号により事業実施機関に通知した上で助成金を交付するものとする。

（オ）事業実施主体は、事業実施機関に対する支払額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払いにより交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

（カ）（オ）の返還は、事業実施主体が事業実施機関に助成金の返還を命令した日の翌日から起算して 20 日が経過した日までの間に行わなければならないものとする。

ウ　重要な変更

アの（エ）に定める重要な変更は次に掲げるものとする。

（ア）スマート化についての目標の変更

（イ）補助対象経費の増又は補助対象経費の３割を超える減

（６）補助対象経費

交付等要綱別表１に掲げる経費のうち補助対象経費となるものの範囲は、別表３に掲げるとおりとする。ただし、機器実装費については、次に掲げる要件を満たすこととする。

ア　事業実施主体が別途定めるスマート水産機械等の要件を満たすこと。

イ　新品であること。

ウ　利用期間が法定耐用年数以上であるものであること。

エ　本事業で導入する機械等において、そのシステムサービスの提供者が利用者からデータ等を取得しようとするときは、個人情報に配慮するとともに、必要に応じて、データの帰属やデータの利用範囲について定めた契約を利用者との間に結ぶこと。

（７）目標及び目標年度

ア　目標

事業実施機関はスマート化取組計画において、別表４によるスマート化に関する目標を設定するものとする。

イ　目標年度

アに掲げる成果目標の達成に係る目標年度は、事業完了年度の翌々年度とする。また、スマート化取組計画に記載した連携協定等の取り決めについては、少なくとも目標年度まで取り組むものとする。

（８）スマート化取組計画の採択基準

ア　事業実施主体が設置する学識経験者、有識者、専門家等で構成する審査委員会において、助成基準を策定する。

イ　事業実施主体は、事業実施者により記載された成果目標について確認するとともに、策定した助成基準に照らして適正であること及び効果的・効率的な事業実施が確保されることについて審査を行う。

ウ　スマート化取組計画において、導入する機械等を用いて資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化や養殖業成長産業化に資するデータを収集し、国等の試験研究機関に試験研究のため提供する場合は、提供する試験研究機関等との間で提供データや活用方法、提供データの帰属等を記した取り決め（連携協定等）を締結するものとする。

エ　スマート化取組計画において、水産高校等の教育機関に対し、教育活動のためのデータの提供、教育活動のための現場見学、外部講師として特別授業等を行う場合は、教育機関との間で目標達成年度まで取り組む内容を記載した取り決め（連携協定等）を締結するものとする。

（９）スマート化取組計画の成果についての報告等

ア　報告

（ア）伴走者は事業実施者によるスマート化の取組の成果について、別記様式第 12 号により成果目標達成状況報告書を作成し、事業実施機関に提出するものとする。

（イ）事業実施機関は、（ア）の報告書の内容についてとりまとめ、スマート化取組計画の成果について漁業者や伴走者等を対象とした報告会を開催するものとする。また、目標年度の翌年度の７月末までにとりまとめた報告書を水産庁へ提出するものとする。なお、成果目標達成状況を踏まえ、必要に応じて原因を分析・改善策を検討したうえで、上記の報告会及び水産庁へ報告するものとする。

イ　事業成果の評価

水産庁長官が、事業実施機関からアの規定による成果目標等の達成状況の報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業の成果の評価を行うものとする。また、当該評価の結果を踏まえ、必要に応じ、事業実施機関に対し指導及び助言するものとする。

(10) その他

事業実施主体は、事業を適切に実施するための助成要領を定めるものとする。

別表１（（２）、（３）及び（５）関係）

事業メニュー名称及びその内容	事業実施者	採択要件	補助率	補助額上限
（１）水産業支援サービス提供タイプ 水産業支援サービスの提供を目的とした機械等の導入利用を行うもの。	次に掲げる者とする。 （１）漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（自営の漁業又は養殖業のために機械等を導入する場合は対象外とする。） （２）民間団体（組織及び運営について規約の定めがある団体等） （３）民間企業 ただし、（２）及び（３）	事業実施者が、導入する機械等を用いた水産業支援サービスを提供することで、次に掲げる（１）又は（２）のいずれかの向上が見込まれること。 （１）事業実施者の提供する水産業支援サービスを利用する漁業者の数 （２）事業実施者の提供	１／３以内 ただし、導入する機械等を用いて資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化や養殖業成長産業化に資するデータを収集し、国等の試験研究機関に提供する場合にあたっては、１／２以内 さらに、導入する機械等を用いて資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化や	補助率１／３以内及び１／２以内の場合は最大 1,000 万円 補助率２／３以内の場合は最大 1,500 万円

	については、水産業支援サービス提供者としての適格性・サービスの継続性についても審査委員会で審査するものとする。	する水産業支援サービスを利用する漁業者の生産性	養殖業成長産業化に資するデータを収集し、国等の試験研究機関に提供するとともに、水産高校等の教育機関に対し、データの提供、現場見学、外部講師として特別授業等を行う場合（連携協定を締結する場合に限る。）にあっては、２／３以内	
（2）導入利用タイプ 漁業者のスマート化を行うための機械等の導入利用を行うもの。	次に掲げる者とする。 （1）漁業者 （2）漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は漁業生産組合（自営の漁業又は養殖業のために機械等を導入する場合に限る。） （3）漁業者を直接又は間接の構成員とする団体（法人に限る。） （4）その他水産庁長官が適当と認めた団体（法人に限る。）	導入する機械等によって生産性の向上が見込まれること（事業実施者が団体の場合には、裨益する全ての漁業者について、生産性の向上が見込まれること。）。	１／３以内 ただし、導入する機械等を用いて資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化や養殖業成長産業化に資するデータを収集し、国等の試験研究機関に提供する場合にあたっては、１／２以内 さらに、導入する機械等を用いて資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化や養殖業成長産業化に資するデータを収集し、国等の試験研究機関に提供するとともに、水産高校等の教育機関に対し、データの提供、現場見学、外部講師として特別授業等を行う場合（連携協定を締結する場合に限る。）にあっては、２／３以内	補助率１／３以内及び１／２以内の場合は一者あたり最大 300 万円 補助率２／３以内の場合は一者あたり最大 500 万円

別表２（（３）関係）

類型	サービス内容	備考
作業サポート型	以下のいずれかの取組 ・　漁業者が使用する水産業用機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって漁業者に提供する取組 ・　漁業者が行う作業を代行する取組 ・　作業者を必要とする漁業現場に作業を行う人材を派遣する取組	
判断サポート型	水温、塩分、潮流等の海洋環境や漁獲量等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき漁業者に情報提供・助言等を行う取組	
その他	上記に当てはまらない水産業支援サービスを漁業者に提供する取組	事前に水産庁と協議し、承認を得ることとする。

別表３（（６）関係）

区分	補助対象経費
１　普及活動事業費	
（１）人材育成費	人件費、賃金、謝金、旅費、備品費、消耗品費、役務費、委託費、その他
（２）普及推進費	人件費、賃金、謝金、旅費、備品費、消耗品費、役務費、委託費、その他
２　スマート水産機器導入利用支援費	
（１）水産業支援サービス提供タイプ	機器実装費
（２）導入利用タイプ	機器実装費
（３）事業運営事務費	人件費、賃金、謝金、旅費、備品費、消耗品費、役務費、委託費、その他

別表４（（７）関係）

事業別項目	
１　水産業支援サービス提供タイプ	①　本事業により導入する機械等の受益者数（利用者数の目標値） ②　本事業により導入する機械等を用いた水産業支援サービスを利用可能な地理的範囲（水産業支援サービスの展開範囲の目標） ③　本事業により導入する機械等を用いた水産業支援サービスを利用することによる受益者側の効果 ※　以下の項目の中で該当するものについてその具体的内容・数値目標を記入する。 （項目） ア　省人・省力化 イ　燃油使用量削減 ウ　漁労所得の改善（アあるいはイの目標を設定した場合は、その効果を除くこと）
２　導入利用タイプ	本事業により導入する機械等を活用することによる効果 ※　以下の項目の中で該当するものについてその具体的内容・数値目標を記入する。 （項目） ア　省人・省力化 イ　燃油使用量削減 ウ　漁労所得の改善（アあるいはイの目標を設定した場合は、その効果を除くこと）

１－４－（１）スマート水産業推進事業のうちスマート水産業普及推進事業

（１）事業の目的

地域におけるスマート化の取組をリードする伴走者の育成を支援するとともに、伴走者のサポートの下で生産者がスマート機械等を導入・利用する取組の支援を行い、その成果や知見を全国に伝播していくことで、水産業のスマート化を推進することを目的とする。

（２）事業の内容

ア　普及活動事業

水産業のスマート化の伝播・普及のために、地域におけるスマート化の取組をリードする伴走者の育成支援等が必要であることから、事業実施主体は伴走者向け講習会等を開催する。また、事業実施主体は事業実施機関が開催するスマート化に関する勉強会・報告会、視察等を支援する。

イ　スマート水産機械等導入利用支援事業

ICT等の先端技術を用いたスマート機械等を利用したサービスの提供や生産現場におけるスマート化への取組に必要な機械等の導入利用支援を行う。

（３）定義等

１－４－（１）におけるそれぞれの用語の定義については、次のとおりとする。

ア　漁業者

漁業又は養殖業を行う経営体（個人又は法人）とする。

イ　事業実施者

ウで定める事業実施機関が策定したスマート化取組計画において、スマート水産機械等導入利用計画を作成し、スマート水産機械を導入する者であって、別表１において事業メニューごとに定める者とする。

ウ　事業実施機関

（ア）要件

事業実施機関は、次のいずれかに掲げる者で、地域や業界のスマート化を推進する機関として水産庁長官が認めた者とする。

a　デジタル化推進協議会等の協議会

令和２年度第３次補正予算又は令和３年度補正予算において措置した漁獲情報デジタル化推進事業によって設立されたデジタル化推進協議会（行政機関、試験研究機関、漁業協同組合、民間企業等で構成される、地域ごとに漁獲情報収集等のデジタル化を推進する任意団体をいう。）

b　漁業協同組合連合会又は漁業協同組合

c　漁業又は養殖業に従事する者を主たる構成員とする団体及びその団体を構成員とする連合会

d　その他代表者、目的、意思決定機関及び意思決定方法を含んだ規約を有し、本事業を確実かつ適正に実行することが可能な団体であると水産庁長官が認める者

（イ）役割

事業実施機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

a　伴走者の候補となる者を事業実施主体へ推薦する。

b　水産業のスマート化の伝播・普及を目的とした勉強会・視察等を企画・開催する。

c　地域または業界関係団体ごとに別記様式第１号のスマート化取組計画書を策定する。また、事業実施機関として同計画に必要な連携協定等の締結や、事業実施者に必要な指導を行う。

d　事業実施主体にスマート化取組計画を提出し、認められた機械導入の取組について、助成金の申請等導入に必要な手続きを行う。

e　目標達成年度における事業実施者の達成状況について伴走者から報告書をとりまとめ、報告会を開催する。また、とりまとめた報告書を水産庁へ提出する。

f　事業実施年度に実績報告書を取りまとめ、事業実施主体に提出する。

エ　事業実施主体

事業実施主体は、次に掲げる業務を行うものとする。

a　事業実施機関から推薦された伴走者の候補となる者に講習会等を行い、伴走者として認定する。

b　水産業のスマート化の伝播・普及のため、伴走者向け講習会等を開催する。また、事業実施機関から申請された普及活動事業の計画に基づき、漁業者・伴走者に向けた勉強会等の開催や

視察を支援する。

c　交付等要綱別表１に掲げる事業について、事業実施機関が申請したスマート化取組計画及びスマート水産機械等導入利用計画を審査し、採択する。また、採択した計画に基づく助成金の申請等の受付及び承認並びに助成金の交付、その他事業の運営及び指導監督を行う。

オ　伴走者

（ア）要件

伴走者は、次のいずれかに掲げる者であって、事業実施主体が指定する伴走者向け講習会を受講することとする。

a　都道府県普及員、水産試験場職員等の行政職員

b　漁業協同組合連合会又は漁業協同組合の職員

c　大学・高等専門学校の教授・教員等の職員

d　その他事業実施主体が適格と認める者

（イ）伴走者は、事業実施機関に推薦され、事業実施主体によって認定されるものとする。

（ウ）役割

伴走者は、次に掲げる業務を行うものとする。

a　漁業者等に対し、スマート化に関する情報を提供すること。

b　スマート化取組計画の策定にあたって、スマート水産機械等導入利用計画の策定に参画する。

c　スマート化取組計画に基づき、事業実施者が行うスマート水産機械等導入利用計画の取り組みをサポートする。

d　（７）のイで定める目標達成年度において事業実施者の達成状況を評価し、事業実施機関へ報告すること。

カ　水産業支援サービス

別表２に掲げるサービスとする。

（４）普及活動事業に係る助成金

ア　助成金の交付申請

（ア）事業実施機関は、普及活動事業に要する経費について助成金の交付を受けようとする場合は、別記様式第２号に定める交付申請書により事業実施主体に対して交付申請を行うものとする。

（イ）事業実施主体は、（ア）の交付申請書の提出があった場合において、その交付申請書の内容が適当であると認められるときは、別記様式第３号により、予算の範囲内において助成金の交付決定を行うことができる。なお、事業実施主体は、交付決定に際し、事業実施に当たり事業実施機関が遵守すべき条件を付すことができるものとする。

（ウ）（ア）に定める交付申請書の提出期限は、事業実施主体が別に定める日までとする。

（エ）事業実施機関は、（イ）で交付決定を受けた内容を変更し、中止し、又は廃止する場合は、別記様式第４号により助成金変更承認申請書を作成し、（ア）及び（イ）に準じて処理するものとする。ただし、補助対象経費の３割以上の増減を伴わない軽微な計画の変更を行おうとする場合は、事前に事業実施主体と協議の上、速やかに事業実施主体へ報告することで足りるものとする。

イ　助成金の交付

事業実施主体は、次に定めるところにより、事業実施に必要な経費について、予算の範囲内において事業実施機関に交付するものとする。

（ア）交付決定を受けた事業実施機関が概算払いにより助成金の交付を受けようとする場合には、別記様式第５号により概算払請求書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

（イ）事業実施主体は、（ア）の提出があった場合には、適当であると認められるときは助成金を交付するものとする。

（ウ）事業実施機関は、事業終了後遅延なく、別記様式第８号の普及活動事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

（エ）事業実施主体は、（ウ）の実績報告書の提出があった場合には、事業の完了を確認した上で助成金の額を確定し、別記様式第 10 号により事業実施機関に通知した上で助成金を交付するものとする。

（オ）事業実施主体は、事業実施機関に対する支払額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払いにより交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

（カ）（オ）の返還は、事業実施主体が事業実施機関に助成金の返還を命令した日の翌日から起算して

20日が経過した日までの間に行わなければならないものとする。

（５）スマート水産機械等導入利用支援事業に係る助成金

ア　助成金の交付申請

（ア）事業実施機関は、スマート化取組計画を事業実施主体に提出し、認められたスマート水産機械等導入利用計画について、別記様式第６号に定める交付申請書により事業実施主体に対して事業に要する経費について助成金の交付申請を行うものとする。

（イ）事業実施主体は、（ア）の交付申請書の提出があった場合において、その交付申請書の内容が適当であると認められるときは、別記様式第７号により、予算の範囲内において助成金の交付決定を行うことができる。なお、事業実施主体は、交付決定に際し、事業実施に当たり事業実施機関が遵守すべき条件を付すことができるものとする。

（ウ）（ア）に定めるスマート化取組計画及び交付申請書の提出期限は、事業実施主体が別に定める日までとする。

（エ）事業実施機関は、（イ）で交付決定を受けた内容を変更（ウに定める重要な変更に限る。）し、中止し、又は廃止する場合は、別記様式第４号により助成金変更承認申請書を作成し、（ア）及び（イ）に準じて処理するものとする。ただし、補助対象経費の増又は補助対象経費の３割を超える減を伴わない軽微な計画の変更を行おうとする場合は、事前に事業実施主体と協議の上、速やかに事業実施主体へ報告することで足りるものとする。

イ　助成金の交付

事業実施主体は、次に定めるところにより、事業実施に必要な経費について、予算の範囲内において事業実施機関に交付するものとする。

（ア）交付決定を受けた事業実施機関が概算払いにより助成金の交付を受けようとする場合には、別記様式第５号により概算払請求書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

（イ）事業実施主体は、（ア）の提出があった場合には、適当であると認められるときは助成金を交付するものとする。

（ウ）事業実施機関は、事業終了後遅延なく、別記様式第９号のスマート化取組計画実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

（エ）事業実施主体は、実績報告書の提出があった場合には、事業の完了を確認した上で助成金の額を確定し、別記様式第 11 号により事業実施機関に通知した上で助成金を交付するものとする。

（オ）事業実施主体は、事業実施機関に対する支払額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払いにより交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

（カ）（オ）の返還は、事業実施主体が事業実施機関に助成金の返還を命令した日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならないものとする。

ウ　重要な変更

アの（エ）に定める重要な変更は次に掲げるものとする。

（ア）スマート化についての目標の変更

（イ）補助対象経費の増又は補助対象経費の３割を超える減

（６）補助対象経費

交付等要綱別表１に掲げる経費のうち補助対象経費となるものの範囲は、別表３に掲げるとおりとする。ただし、機器実装費については、次に掲げる要件を満たすこととする。

ア　事業実施主体が別途定めるスマート水産機械等の要件を満たすこと。

イ　新品であること。

ウ　利用期間が法定耐用年数以上であるものであること。

エ　本事業で導入する機械等において、そのシステムサービスの提供者が利用者からデータ等を取得しようとするときは、個人情報に配慮するとともに、必要に応じて、データの帰属やデータの利用範囲について定めた契約を利用者との間に結ぶこと。

（７）目標及び目標年度

ア　目標

事業実施機関はスマート化取組計画において、別表４によるスマート化に関する目標を設定するものとする。

イ　目標年度

アに掲げる成果目標の達成に係る目標年度は、事業完了年度の翌々年度とする。また、スマート化取組計画に記載した連携協定等の取り決めについては、少なくとも目標年度まで取り組むものとする。

（８）スマート化取組計画の採択基準

ア　事業実施主体が設置する学識経験者、有識者、専門家等で構成する審査委員会において、助成基準を策定する。

イ　事業実施主体は、事業実施者により記載された成果目標について確認するとともに、策定した助成基準に照らして適正であること及び効果的・効率的な事業実施が確保されることについて審査を行う。

ウ　スマート化取組計画において、導入する機械等を用いて資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化や養殖業成長産業化に資するデータを収集し、国等の試験研究機関に試験研究のため提供する場合は、提供する試験研究機関等との間で提供データや活用方法、提供データの帰属等を記した取り決め（連携協定等）を締結するものとする。

エ　スマート化取組計画において、水産高校等の教育機関に対し、教育活動のためのデータの提供、教育活動のための現場見学、外部講師として特別授業等を行う場合は、教育機関との間で目標達成年度まで取り組む内容を記載した取り決め（連携協定等）を締結するものとする。

（９）スマート化取組計画の成果についての報告等

ア　報告

（ア）伴走者は事業実施者によるスマート化の取組の成果について、別記様式第12号により成果目標達成状況報告書を作成し、事業実施機関に提出するものとする。

（イ）事業実施機関は、（ア）の報告書の内容についてとりまとめ、スマート化取組計画の成果について漁業者や伴走者等を対象とした報告会を開催するものとする。また、目標年度の翌年度の７月末までにとりまとめた報告書を水産庁へ提出するものとする。なお、成果目標達成状況を踏まえ、必要に応じて原因を分析・改善策を検討したうえで、上記の報告会及び水産庁へ報告するものとする。

イ　事業成果の評価

水産庁長官が、事業実施機関からアの規定による成果目標等の達成状況の報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業の成果の評価を行うものとする。また、当該評価の結果を踏まえ、必要に応じ、事業実施機関に対し指導及び助言するものとする。

（10）その他

事業実施主体は、事業を適切に実施するための助成要領を定めるものとする。

別表１（（２）、（３）及び（５）関係）

事業メニュー名称及びその内容	事業実施者	採択要件	補助率	補助額上限
（１）水産業支援サービス提供タイプ 水産業支援サービスの提供を目的とした機械等の導入利用を行うもの。	次に掲げる者とする。 （１）漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（自営の漁業又は養殖業のために機械等を導入する場合は対象外とする。） （２）民間団体（組織及び運営について規約の定めがある団体等）	事業実施者が、導入する機械等を用いた水産業支援サービスを提供することで、次に掲げる（１）又は（２）のいずれかの向上が見込まれること。 （１）事業実施者の提供する水産業支援サービ	１／３以内 ただし、導入する機械等を用いて資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化や養殖業成長産業化に資するデータを収集し、国等の試験研究機関に提供する場合にあたっては、１／２以内 さらに、導入する機械等を用いて資源評価・	補助率１／３以内及び１／２以内の場合は最大1,000万円 補助率２／３以内の場合は最大1,500万円

	（３）民間企業 ただし、（２）及び（３）については、水産業支援サービス提供者としての適格性・サービスの継続性についても審査委員会で審査するものとする。	スを利用する漁業者の数 （２）事業実施者の提供する水産業支援サービスを利用する漁業者の生産性	管理又は漁場環境把握の高度化や養殖業成長産業化に資するデータを収集し、国等の試験研究機関に提供するとともに、水産高校等の教育機関に対し、データの提供、現場見学、外部講師として特別授業等を行う場合（連携協定を締結する場合に限る。）にあっては、２／３以内	
（２）導入利用タイプ 漁業者のスマート化を行うための機械等の導入利用を行うもの。	次に掲げる者とする。 （１）漁業者 （２）漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は漁業生産組合（自営の漁業又は養殖業のために機械等を導入する場合に限る。） （３）漁業者を直接又は間接の構成員とする団体（法人に限る。） （４）その他水産庁長官が適当と認めた団体（法人に限る。）	導入する機械等によって生産性の向上が見込まれること（事業実施者が団体の場合には、裨益する全ての漁業者について、生産性の向上が見込まれること。）。	１／３以内 ただし、導入する機械等を用いて資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化や養殖業成長産業化に資するデータを収集し、国等の試験研究機関に提供する場合にあたっては、１／２以内 さらに、導入する機械等を用いて資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化や養殖業成長産業化に資するデータを収集し、国等の試験研究機関に提供するとともに、水産高校等の教育機関に対し、データの提供、現場見学、外部講師として特別授業等を行う場合（連携協定を締結する場合に限る。）にあっては、２／３以内	補助率１／３以内及び１／２以内の場合は一者あたり最大 300 万円 補助率２／３以内の場合は一者あたり最大500万円

別表２（（３）関係）

類型	サービス内容	備考
作業サポート型	以下のいずれかの取組 ・　漁業者が使用する水産業用機械等を、レンタル・サブスクリプシ　ョン等の販売以外の手段によって漁業者に提供する取組 ・　漁業者が行う作業を代行する取組 ・　作業者を必要とする漁業現場に作業を行う人材を	

	派遣する取組	
判断サポート型	水温、塩分、潮流等の海洋環境や漁獲量等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき漁業者に情報提供・助言等を行う取組	
その他	上記に当てはまらない水産業支援サービスを漁業者に提供する取組	事前に水産庁と協議し、承認を得ることとする。

別表３（（６）関係）

区分	補助対象経費
１　普及活動事業費	
（１）人材育成費	人件費、賃金、謝金、旅費、備品費、消耗品費、役務費、委託費、その他
（２）普及推進費	人件費、賃金、謝金、旅費、備品費、消耗品費、役務費、委託費、その他
２　スマート水産機器導入利用支援費	
（１）水産業支援サービス提供タイプ	機器実装費
（２）導入利用タイプ	機器実装費
（３）事業運営事務費	人件費、賃金、謝金、旅費、備品費、消耗品費、役務費、委託費、その他

別表４（（７）関係）

事業別項目	
１　水産業支援サービス提供タイプ	①　本事業により導入する機械等の受益者数（利用者数の目標値） ②　本事業により導入する機械等を用いた水産業支援サービスを利用可能な地理的範囲（水産業支援サービスの展開範囲の目標） ③　本事業により導入する機械等を用いた水産業支援サービスを利用することによる受益者側の効果 ※　以下の項目の中で該当するものについてその具体的内容・数値目標を記入する。 （項目） ア　省人・省力化 イ　燃油使用量削減 ウ　漁労所得の改善（アあるいはイの目標を設定した場合は、その効果を除くこと）
２　導入利用タイプ	本事業により導入する機械等を活用することによる効果 ※　以下の項目の中で該当するものについてその具体的内容・数値目標を記入する。 （項目） ア　省人・省力化 イ　燃油使用量削減 ウ　漁労所得の改善（アあるいはイの目標を設定した場合は、その効果を除くこと）

第４　交付等要綱第 31 の水産庁長官が特に必要と認めるものは、公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構、漁業信用基金協会、全国漁業協同組合連合会、日本かつお・まぐろ漁業協同組合とする。

第５　電子情報処理組織による申請等

補助事業者は、本通知の規定に基づく申請等については、当該規定の定めにかかわらず、電子メール、農林水産省共通申請サービス（当該補助事業が当該サービスの対象事業として登録されている場合に限る。）、その他の電子計算機を用いて処理することが可能な方法（以下「電子処理システム」という。）により行うことができる。ただし、電子処理システムにより申請等を行う場合であっても、本通知の規定に基づき当該申請等に添付することとされている様式の全部又は一部を書面により提出することを妨げない。

２　補助事業者は、前項の規定により申請等を行う場合は、本通知に規定する様式にかかわらず、電子処理システムにより提供する様式を用いることができる。

３　大臣は、第１項の規定により申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示、命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電子処理システムによることができる。

４　補助事業者が第２項の規定により電子処理システムを使用する方法により申請等を行う場合は、当該電子処理システムのサービス提供者が定める当該電子処理システムの利用に係る規約に従わなければならない。

附　則（平成 22 年３月 26 日 21 水港第 2597 号）

１　次に掲げる運用及び実施細則（以下この項目において「旧運用等」という。）は廃止する。ただし、この運用の施行前に旧運用等の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

（１）漁船等省エネルギー・安全推進事業の運用について（平成21年3月30日付け20水推第1076号水産庁長官通知）
（２）担い手代船取得支援リース事業の運用について（平成14年7月1日付け14水漁第766号水産庁長官通知）
（３）鯨類捕獲調査円滑化事業の実施について（平成21年3月27日付け20水管第2658号水産庁長官通知）
（４）我が国周辺水域資源調査推進事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1037号水産庁長官通知）
（５）国際資源対策推進事業の運用について（平成21年3月30日付け20水推第1044号水産庁長官通知）
（６）ポスト資源回復計画移行調査事業の運用について（平成21年3月27日付け20水管第2820号水産庁長官通知）
（７）水産情報提供の整備推進事業の運用について（平成18年3月30日付け17水推第1172号水産庁長官通知）
（８）マグロ類新規代替漁場調査事業の運用について（平成20年4月14日付け20水管第53号水産庁長官通知）
（９）漁場機能維持管理事業の運用について（平成21年5月29日付け21水管第484号水産庁長官通知）
（10）ノリ養殖業高度化促進事業の運用について（平成18年3月31日付け17水推第1210号水産庁長官通知）
（11）養殖クロマグロ安定供給推進事業の運用について（平成20年4月1日付け19水推第925号水産庁長官通知）
（12）持続的養殖生産・供給推進事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1063号水産庁長官通知）
（13）健全な内水面生態系復元等推進事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1078号水産庁長官通知）
（14）栽培漁業資源回復等対策事業の運用について（平成19年3月29日付け18水推第1458号水産庁長官通知）
（15）広域連携さけ・ます資源造成推進事業の運用について（平成19年3月29日付け18水推第1496号水産庁長官通知）
（16）漁場環境保全対策等事業の運用について（平成10年4月8日付け10水推第399号水産庁長官通知）
（17）大型クラゲ国際共同調査事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1066号水産庁長官通知）
（18）有害生物漁業被害防止総合対策事業の運用について（平成20年3月31日付け19水推第920号水産庁長官通知）
（19）ノリ養殖業構造調整・競争力強化対策事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1062号水産庁長官通知）
（20）漁業の担い手確保・育成緊急対策事業の運用について（平成21年5月29日付け21水漁第609号水産庁長官通知）
（21）漁業経営改善効率化支援事業の運用について（平成20年3月27日付け19水漁第3602号水産庁長官通知）
（22）漁業共済経営環境変化特別対策事業の運用について（平成21年3月27日付け20水漁第2568号水産庁長官通知）
（23）漁場漂流物対策推進事業の運用について（平成19年3月29日付け19水推第1498号水産庁長官通知）
（24）漁場環境・生物多様性保全総合対策事業の運用について（平成20年3月31日付け19水推第950号水産庁長官通知）
（25）さけ・ます漁業協力事業の運用について（平成20年3月31日付け19水管第2708号水産庁長官通知）
（26）漁協系統組織・事業改革促進事業の運用について（平成17年4月1日付け16水漁第2701号水産庁長官通知）
（27）魚価安定基金造成事業の運用について（平成7年7月13日付け7水漁第1840号水産庁長官通知）
（28）水産物産地販売力強化事業の運用について（平成21年3月30日付け20水漁第2551号水産庁長官通知）
（29）漁場油濁被害対策事業実施細則（昭和50年7月17日付け50水研第1007号水産庁長官通知）

(30) 漁業公害等対策事業実施要領の運用について(昭和51年7月24日付け51水研第880号水産庁長官通知)
(31) 漁場環境評価メッシュ図作成等事業実施要領の運用について(平成6年7月13日付け6水研第522号水産庁長官通知)

2　実施要領第４の１の別表の右欄にいう、防除清掃費助成事業資金については、平成19年３月31日までに、その適正な保有水準を定めるものとし、これを超える金額については、すみやかに国に返還するものとする。

3　令和７年２月19日に発生した大火による岩手県大船渡市の区域に係る災害の影響により、被災地域において被害を受けた定置網の導入支援を行う被災定置網導入対策については、（１）から（15）までに定めるところにより行うものとする。

（１）事業目的

令和７年２月19日に発生し、激甚災害指定された岩手県大船渡市の林野火災は、操業期間外であり陸上に揚げていた定置網が避難指示により保全管理できないまま漁業者の一切の過失なく焼損したほか、「未曽有の困難」に位置付けられた東日本大震災の被災地域であり、東日本大震災からの復旧復興途上にある漁業者に対し、特別な支援が必要であるため、本事業により被害を受けた定置網の導入を支援するものである。

（２）事業実施主体

本事業の事業実施主体は、水産庁長官が別途定める公募要領により応募した中から選定された団体とする。

（３）事業の内容

本事業は以下のａからｃまでを行うものとする。

なお、事業実施主体は、事業を適切に実施するため、水産庁長官の承認を得て、事業を実施するための基本的事項に関する業務要領（以下「業務要領」という。）を定めるものとする。

ａ　成長産業化審査会

都道府県単位において、都道府県の行政機関、水産研究機関、漁連等業界団体、金融機関、その他で構成し、地域経済、資源、経営等の専門性を持ち合わせた審査組織とする。当該審査会は、各漁村地域で策定した地域水産業成長産業化計画（以下「地域計画」という。）について、資源管理の推進と被災地域における水産業の復旧に向けた取組内容の妥当性、実現性、漁船等の価格の妥当性並びにリース計画等及び都道府県の水産振興計画との整合性を審査し、優良な地域計画を承認する。

ｂ　地域委員会

漁村地域において、地域の重要な資源を漁獲している漁業者、漁協、流通・加工、販売業者、リース事業者及び市町村の行政機関、その他で構成し、資源管理の取組を推進しつつ被災地域における水産業の復旧を図り持続可能な漁業の実現に向け、地域の重要な魚種の具体的な資源管理の推進、意欲と能力のある経営体への協業化、漁場利用の活性化、漁獲物の付加価値化・販路拡大、浜を持続するための年齢構成への転換等を内容とする地域計画を策定する。

ｃ　定置網リース方式による導入

「成長産業化審査会」において承認された地域計画に基づき、その計画に参加する漁業者の必要となる定置網をリース事業者が取得するのに要する経費を助成する。

（４）助成対象経費

助成対象経費は以下のとおりとする。

区分	助成対象経費	補助率	備考
成長産業化審査会経費	人件費、賃金、消耗品費、旅費、謝金、その他	定額	
地域委員会経費	人件費、賃金、消耗品費、旅費、その他	定額	
定置網リース導入支援経費	定置網取得・設置費 １　以下に掲げるものに要する取得・設置に係る経費 ア　漁網 定置網 ２　その他の経費 定置網の設置費 リース導入費 金利・保証料	３／４以内 定額	

定置網リース導入支援経費における助成下限額は、150 万円とする。

（５）リース事業者

成長産業化審査会において承認された地域計画に参画する漁業者が必要とする定置網を取得し、リースにより定置網の貸付を行う者とし、次のいずれかに該当する者とする。漁業協同組合、漁業協同組合連合会、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、中小企業協同組合、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）又は公益社団法人リース事業協会会員、賛助会員等のうち成長産業化審査会が適当と認める者。

（６）貸付対象者

貸付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

ａ　定置網の借受者（以下「借受者」という。）

成長産業化審査会において承認された地域計画に参画する漁業者（高齢の漁業者にあっては後継者が確保されている者。）。ただし、当該漁業者（100％同一の資本に属するグループ企業を含む。）又はその所有する若しくは使用する漁船が、違法・無報告・無規制漁業（以下「IUU 漁業」という。）に従事したとして世界貿易機関（WTO）に通報された場合又は地域漁業管理機関（RFMOs）が作成する IUU 漁業に関する一覧表に掲載された場合を除く。

ｂ　借受団体

（ａ）公益社団法人リース事業協会会員、賛助会員等

（ｂ）一般社団法人水産業構造改革サポート

（７）貸付対象定置網

導入する定置網は次に掲げるもので、成長産業化審査会に承認された地域計画に基づくものとする。

ａ　定置網（資源管理の目標の達成に必要不可欠なもの）

（ａ）定置網（耐用年数を超えて使用するものであって、原則として被災した定置網と同等又はそれ以下の機能を有するものとする。）

（８）再貸付け

リース事業者は、借受者に対し、借受団体を介して、貸付対象定置網を再貸付することができるものとする。

（９）事業の実施

ａ　成長産業化審査会

（ａ）成長産業化審査会は、地域委員会から地域計画の承認申請があった場合は、その内容を確認し、以下の要件を全て満たすと認めるときは、地域委員会に対して当該地域計画について承認する旨の通知を行うものとする。

ア　当該地域計画が地域の適切な資源管理となるものであり具体的な資源管理の目標を定めていること。

イ　当該地域計画に基づく取組に必要な定置網の価格が現下の状況に鑑み、適正であること。

（ｂ）本事業において成長産業化審査会を設置する者は、助成金の交付を受けようとする場合には、事業実施主体へ必要経費について業務要領に基づく交付申請を行うものとする。

（ｃ）事業実施主体は申請を受けた内容を審査し、妥当と考えられる場合には予算の範囲内において交付決定を行うことができる。なお、事業実施主体は交付決定に際し、事業の実施に当たり成長産業化審査会が遵守すべき条件を付することができるものとする。

ｂ　地域委員会

（ａ）地域委員会は、地域計画を各都道府県の成長産業化審査会へ提出し承認を受けるものとする。

（ｂ）本事業において地域委員会を設置する者は、助成金の交付を受けようとする場合には、事業実施主体へ必要経費について業務要領に基づく交付申請を行うものとする。

（ｃ）事業実施主体は申請を受けた内容を審査し、妥当と考えられる場合には予算の範囲内において交付決定を行うことができる。なお、事業実施主体は交付決定に際し、実施に当たり地域委員会が遵守すべき条件を付することができるものとする。

（ｄ）地域計画についてａ（ａ）のア及びイに係る内容の変更を行う場合は、上記（ａ）に準じて行うものとする。

ｃ　リース事業者

（ａ）本事業を実施しようとするリース事業者は、地域委員会に参画するものとする。

（ｂ）承認を受けた地域計画に参画するリース事業者は、助成金の交付を受けようとする場合に

は、業務要領に基づき事業実施主体に交付申請を行うものとする。

（ｃ）事業実施主体は申請を受けた内容を審査し、妥当と考えられる場合には予算の範囲内において交付決定を行うことができる。なお、事業実施主体は交付決定に際し、実施に当たりリース事業者が遵守すべき条件を付することができるものとする。

(10) 助成金の交付

事業実施主体は、予算の範囲内で実施に必要な経費について、次に定めるところにより支払うものとする。

a　交付決定通知を受けた成長産業化審査会、地域委員会及びリース事業者が概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、事業実施主体に業務要領に基づく概算払請求書を提出するものとする。

b　事業実施主体は、ａの申請があった場合には、助成金の支払を行うことができるものとする。

c　成長産業化審査会、地域委員会及びリース事業者は、事業終了後、事業実施主体に業務要領に基づく精算払請求書を提出するものとする。

d　事業実施主体は、ｃの申請があった場合には、助成金の額を確定し、通知するものとする。

e　事業実施主体は、成長産業化審査会、地域委員会及びリース事業者に支払額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

f　ｅの返納期限又は返還期限は、事業実施主体が成長産業化審査会、地域委員会及びリース事業者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して 20 日が経過した日までの間に行わなければならない。

(11) 貸付契約

リース事業者は定置網の取得に係る助成金の交付決定後、借受者に貸付対象定置網をリースする場合は、借受者（（８）の場合にあっては、借受者及び借受団体）との間で以下の事項を定めた契約（以下「貸付契約」という。）を締結するものとする。

a　貸付期間

貸付対象定置網の貸付期間は、原則として、法定耐用年数（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数）以上とし、定置網取得に係る融資の償還期間を参考として、リース事業者と借受者が協議して定める期間とする。

b　貸付期間終了後の貸付対象定置網の取扱い

貸付期間終了時の貸付対象定置網の取扱いについては、リース事業者及び借受者の協議により、貸付契約に定めておくこととする。

c　途中解約の禁止

借受者は、原則として、貸付期間中の貸付契約の解約はできないものとする。ただし、やむを得ず貸付期間中に貸付契約を解約する場合の取扱いについては、リース事業者及び借受者の協議により、貸付契約に定めておくこととする。

d　貸付対象定置網の維持管理等

（ａ）借受者は、善良なる管理者の注意をもって貸付対象定置網を維持管理し、使用しなければならない。

（ｂ）貸付対象定置網は維持管理及び使用のために必要な経費は、借受者が負担するものとする。

（ｃ）借受者は、貸付対象定置網をこの事業の目的に反して使用し、転貸し、名目のいかんにかかわらず担保に供し、又は譲渡してはならない。

e　貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等、消費税等の合計額を基本として構成するものとし、リース事業者は、可能な限り、低廉な貸付料の設定を行うよう努めるものとする。

（ａ）基本貸付料

基本貸付料は、貸付対象定置網の取得価額（消費税及び地方消費税を除く。）から本事業による貸付対象定置網の取得に要する経費の助成額を控除して得た額を貸付期間で除した額とする。なお、ｂに規定する貸付期間終了時の貸付対象定置網の取扱い（譲渡金額等の条件）を考慮して、基本貸付料を調整することができる。

（ｂ）附加貸付料等

附加貸付料等はリース事業者の事務手数料等必要と認められる費用とし、貸付契約締結時においてリース事業者が別に定める額とする。

（ｃ）消費税等

消費税及び地方消費税とする。

(12) 資源管理の取組状況の報告及び評価

ａ　リース事業者は、借受者の資源管理の取組状況を地域委員会に毎年報告するものとする。

ｂ　地域委員会は、地域計画へ参画している漁業者の資源管理の取組状況について取りまとめ、成長産業化審査会へ報告するものとする。

ｃ　成長産業化審査会は、地域委員会からの報告を受けて、資源管理の取組状況の評価を行うものとする。成長産業化審査会は、評価結果を事業実施主体に報告するものとする。

(13) 助成金の返還

（11）のａに定める法定耐用年数内において次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であって、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるとき（ａ又はｂにあっては、直ちに新たな貸付契約を結んだ場合は除く。）は、事業実施主体は、リース事業者に対して助成金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

ａ　リース事業者又は借受者が貸付契約を解約したとき。

ｂ　借受者が経営を中止したとき。

ｃ　貸付対象定置網が消失したとき。

ｄ　リース事業者の申請書等に虚偽の記載があることが明らかとなったとき。

ｅ　貸付契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき。

ｆ　その他事業を継続することが不適当と判断されるとき。

(14) 事業の委託

事業実施主体は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

(15) その他

事業実施主体は、必要に応じて、水産庁、成長産業化審査会、地域委員会及びリース事業者並びにその他関係者に対し協議を行うものとする。

また、本事業においては、災害発生日以降に着手した（３）に掲げる事業を対象にすることができる。この場合にあっては、リース事業者は交付決定を受けるまでに生じたあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知した上で、行うものとする。

附　則（平成 23 年３月 31 日 22 水港第 2463 号）

平成 22 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附　則（平成 24 年４月６日 23 水港第 2882 号）

平成 23 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附　則（平成 24 年８月１日 24 水港第 1709 号）

この改正は、平成 24 年８月１日から施行する。

附　則（平成 24 年 11 月 30 日 24 水港第 2426 号）

この改正は、平成 24 年 11 月 30 日から施行する。

附　則（平成 25 年２月 26 日 24 水港第 2886 号）

この改正は、平成 25 年２月 26 日から施行する。

附　則（平成 25 年５月 16 日 25 水港第 190 号）

１　この改正は、平成 25 年５月 16 日から施行する。

２　平成 24 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

３　太平洋小型さけ・ます漁業協会は、平成 24 年度予算に係るさけ・ます漁業協力事業を実施した民間団体が当該民間団体に造成した日ロ漁業協力資金及び日ロ漁業協力事業実施に関する権利義務等を承継するものとする。

4　公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構は、平成 24 年度予算に係る漁場油濁被害対策事業を実施した民間団体等から当該事業実施に係る権利義務関係を承継するものとするとともに、平成 25 年１月初日から平成 25 年３月末日までに発生した漁場油濁事故であって、当該民間団体等に対して申請のあった、原因者の判明しない又は原因者が判明している漁場油濁被害を防止するため、漁業者が行う油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要した経費の支弁に関する業務を引き継ぐものとする。また、大規模な油濁事故等のため、審査、認定に至らなかったものについても同様とする。

5　次に掲げる運用通知（以下この項目において「旧運用」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧運用の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

（１）中小漁業関連資金融通円滑化事業実施要領の運用について（平成17年4月1日付け16水漁2543号水産庁長官通知）

（２）漁業経営基盤強化推進事業の運用について（平成22年3月30日付け21水漁第2964号水産庁長官通知）

（３）漁業資金融通円滑化事業の運用について（平成22年3月30日付け21水漁第2975号水産庁長官通知）

附　則（平成 25 年６月７日 25 水港第 758 号）

この改正は、平成 25 年６月７日から施行する。

附　則（平成 25 年 10 月３日 25 水港第 1966 号）

この改正は、平成 25 年 10 月３日から施行する。

附　則（平成 26 年２月６日 25 水港第 2655 号）

1　この改正は、平成 26 年２月６日から施行する。

2　平成 25 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附　則（平成 26 年３月 20 日 25 水港第 3059 号）

1　この改正は、平成 26 年４月１日から施行する。

2　平成 25 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

3　漁業運転資金融通円滑化対策事業実施要領の運用について（平成15年1月30日付け14水漁第2319号水産庁長官通知）（以下「旧運用」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧運用の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附　則（平成 27 年２月３日 26 水港第 3238 号）

1　この改正は、平成 27 年２月３日から施行する。

2　平成 26 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附　則（平成 27 年４月９日 26 水港第 4030 号）

1　この改正は、平成 27 年４月９日から施行する。

2　平成 26 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附　則（平成 28 年１月 20 日 27 水港第 2626 号）

1　この改正は、平成 28 年１月 20 日から施行する。

2　平成 27 年度予算に係るこの通知による改正前の通知の規定は、なお従前の例による。

附　則（平成 28 年３月 29 日 27 水港第 3193 号）

1　この改正は、平成 28 年４月１日から施行する。

2　この通知による改正前の通知における平成 27 年度予算に係る規定は、なお従前の例による。

附　則（平成 28 年５月９日 28 水港第 706 号）

この改正は、平成 28 年５月９日から施行する。

附　則（平成 28 年５月 18 日 28 水港第 806 号）
この改正は、平成 28 年５月 18 日から施行する。

附　則（平成 28 年８月 10 日 28 水港第 1894 号）
この改正は、平成 28 年８月 10 日から施行する。

附　則（平成 28 年 10 月 11 日 28 水港第 2194 号）
1　この改正は、平成 28 年 10 月 11 日から施行する。
2　この通知による改正前の通知における平成 27 年度予算に係る競争力強化型機器等導入緊急対策事業に係る規定は、なお従前の例による。

附　則（平成 29 年３月 28 日 28 水港第 3341 号）
1　この改正は、平成 29 年４月１日から施行する。
2　この通知による改正前の通知における平成 28 年度予算に係る規定は、なお従前の例による。

附　則（平成 30 年２月１日 29 水港第 2596 号）
この改正は、平成 30 年２月１日から施行する。

附　則（平成 30 年３月 29 日 29 水港第 3258 号）
1　この改正は、平成 30 年４月１日から施行する。
2　この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている平成 29 年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附　則（平成 31 年２月７日付け 30 水港第 2340 号）
この通知は、平成 31 年２月７日から施行する。

附　則（平成 31 年３月 28 日付け 30 水港第 3221 号）
1　この改正は、平成 31 年４月１日から施行する。
2　この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている平成 30 年度予算に係る事業については、なお従前の例による。
3　次に掲げる運用通知等（以下「旧通知等」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧通知等の規定により行うこととされている報告等については、なお従前の例によるものとする。
（１）漁業経営維持安定資金制度の運用について（昭和 51 年６月１日付け 51 水漁第 2900 号水産庁長官通知）
（２）漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業実施要綱の運用について（平成 23 年９月１日付け 22 水漁第 2456 号水産庁長官通知）
（３）資金供給に関する基本契約書（例）（平成７年７月 18 日付け７水漁第 2586 号水産庁長官通知）

附　則（平成 31 年４月 25 日付け 31 水港第 397 号）
この通知は、平成 31 年４月 25 日から施行する。

附　則（令和元年９月１日付け元水漁第 573 号）
この通知は、令和元年９月１日から施行する。

附　則（令和元年 11 月１日付け元水港第 1223 号）
この通知は、令和元年 11 月１日から施行する。

附　則（令和元年 11 月 15 日付け元水港第 1302 号）
この通知は、令和元年 11 月 15 日から施行する。

附　則（令和２年１月 30 日付け元水港第 1696 号）
1　この通知は、令和２年１月 30 日から施行する。
2　この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている平成 30 年度予算に係る水産物輸出拡大連携推進事業については、なお従前の例による。

附　則（令和２年３月 27 日付け元水港第 1778 号）

1　この通知は、令和２年４月１日から施行する。

2　この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている令和元年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附　則（令和２年４月 30 日付け２水港第 179 号）

この通知は、令和２年４月 30 日から施行する。

附　則（令和２年６月９日付け２水港第 884 号）

この通知は、令和２年６月９日から施行する。

附　則（令和２年６月 12 日付け２水港第 890 号）

この通知は、令和２年６月 12 日から施行する。

附　則（令和２年 12 月 24 日付け２水港第 2049 号）

1　この通知は、令和３年１月１日から施行する。

2　この通知の施行前に、人材確保支援事業について、事業実施主体から経営体に対して交付決定された場合については、この通知による改正後の水産業労働力確保緊急支援事業のうち（５）ア（イ）ｄの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令和３年１月28日付け２水港第2109号）

1　この通知は、令和３年１月28日から施行する。

2　この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

3　この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4　この通知による改正前の要領により行うこととされている水産業競争力強化緊急事業のうち令和３年３月31日までの期間に引き受けた保証に係る水産業競争力強化金融支援事業については、なお従前の例による。

附　則（令和３年３月26日付け２水港第2280号）

1　この通知は、令和３年４月１日から施行する。

2　この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている令和２年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

3　この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

4　この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和３年６月29日付け３水港第1116号）

この通知は、令和３年７月１日から施行する。

附　則（令和３年 12 月 20 日付け３水港第 2046 号）

この改正は、令和３年 12 月 20 日から施行する。

附　則（令和４年３月 29 日付け３水港第 2965 号）

この通知は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年４月 26 日付け４水港第 347 号）

この通知は、令和４年４月 26 日から施行する。

附　則（令和４年６月 27 日付け４水港第 893 号）

この通知は、令和４年７月１日から施行する。

附　則（令和４年 11 月 16 日付け４水港第 1869 号）
この通知は、令和４年 11 月 16 日から施行する。

附　則（令和４年12月２日付け４水港第2030号）
この通知は、令和４年12月２日から施行する。

附　則（令和５年１月17日付け４水港第2235号）
この通知は、令和５年１月17日から施行する。

附　則（令和５年３月28日付け４水港第2909号）
１　この通知は、令和５年４月１日から施行する。
２　この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている令和４年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附　則（令和５年９月 12 日付け５水港第 1436 号）
この通知は、令和５年９月12日から施行する。

附　則（令和５年11月29日付け５水港第1963号）
この通知は、令和５年11月29日から施行する。

附　則（令和６年１月 25 日付け５水港第 2403 号）
この通知は、令和６年１月 25 日から施行する。

附　則（令和６年３月 28 日付け５水港第 2989 号）
１　この通知は、令和６年４月１日から施行する。
２　この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている令和５年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附　則（令和６年４月 25 日付け６水港第 138 号）
１　この通知は、令和６年４月 25 日から施行する。
２　漁業復興担い手確保支援事業に係る規定については、令和６年能登半島地震（令和６年１月１日）により発生した被害に対する令和６年４月１日以降の研修について適用する。

附　則（令和６年６月 27 日付け６水港第 948 号）
この通知は、令和６年６月 27 日から施行する。

附　則（令和６年12月17日付け６水港第1771号）
この通知は、令和６年12月17日から施行する。

附　則（令和７年３月 31 日付け６水漁第 1442 号）
１　この通知は、令和７年４月１日から施行する。
２　この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている令和６年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附　則（令和７年４月 11 日付け７水漁第 72 号）
１　この通知は、令和７年４月 11 日から施行する。
２　この通知による改正後の「水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について」（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）附則第３項の規定は、令和８年３月 31 日限りその効力を失う。

附　則（令和７年 12 月 16 日付け７水漁第 1287 号）

１　この通知は、令和７年 12 月 16 日から施行する。

２　この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附　則（令和８年４月７日付け７水漁第1812号）

１　この通知は、令和８年４月７日から施行する。

２　この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている令和７年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

別記参考様式第１号（第２第１項関係）

○○年度○○○○○○○○○事業実施計画書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

年度における○○○○○○○○○事業については、下記のとおり事業実施計画を作成したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第５第１項の規定に基づき、提出する。

記

区分	補助事業に要する経費	負担区分		備考
		国庫補助金	自己負担金	
	円	円	円	
合計	円	円	円	

第１　事業の目的

第２　事業の内容

（注）備考欄には、積算基礎を入れること。

別記参考様式第２号（第２第１項関係）

○○年度○○○○○○○○○事業実施変更計画書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

年度における○○○○○○○○事業については、下記のとおり事業実施変更計画書を作成したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第５第２項の規定に基づき、提出する。

記

第１　変更の目的

第２　変更の内容

（事業実施計画書に準じて作成し、変更前を上段括弧書きに変更後を下段に記載すること）

別記参考様式第３－１号（第２第３項関係）

○○年度○○○○○○○○事業に係る特許権等の放棄の協議

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

所　在　地
事業実施主体名
代表者氏名

年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付決定通知があった標記の補助事業に関して、特許権等を放棄したいので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年３月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第２の３の（１）の規定に基づき、下記のとおり協議する。

記

１　開発課題
２　特許権等の種類及び番号
３　出願又は取得年月日
４　特許権等の概要
５　放棄の理由

別記参考様式第３－２号（第２第３項関係）

○○年度○○○事業に係る特許権等の譲渡（又は放棄）報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

所　在　地
事業実施主体名
代表者氏名

年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付決定通知があった標記の補助事業で取得した特許権等を譲渡（又は放棄）したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年３月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第２の３の（２）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　開発課題
２　特許権等の種類及び番号
３　出願又は取得年月日
４　特許権等の概要
５　相手先及び条件（譲渡の場合）
６　放棄の理由（放棄の場合）

（1－3－（1）　スマート水産業推進緊急事業のうちスマート水産業普及推進事業）

別記様式第１号

○○年度スマート水産業推進緊急事業のうちスマート水産業普及推進事業
スマート化取組計画書

番　　号
年　月　日

事業実施主体名
代表者　　殿

住所
事業実施機関名
代表者氏名

第１　組織の概要
　１　名称
　２　構成員

第２　スマート化の目的

第３　本計画の対象
　１　対象地域
　２　対象漁業
　３　対象漁業者
　４　対象とするサービス提供者

第４　伴走者
　１　本計画に参画する伴走者
　２　主な伴走内容

第５　試験研究機関等との連携
　１　連携する試験研究機関
　２　連携する内容

第６　教育機関との連携
　１　連携する教育機関
　２　連携する内容

第７　スマート機械の導入利用計画
　　別添１または別添２を用いて作成すること。

（別添１）※水産業支援サービス提供タイプの場合

（整理番号）

スマート水産機械等導入利用計画（水産業支援サービス提供タイプ）

１　導入するスマート水産機械等

機械等名	メーカー	規格・型式	台数	事業費計（円）	負担区分（円）		備考
					助成金	その他	

（注）補助対象経費について、補助率１／２または２／３の適用を申請する場合には、備考欄にそれぞれ「補助率１／２」または「補助率２／３」と記載してください。

２　伴走者の概要

伴走者氏名	所属組織	連絡先（電話番号、e-mail）

※　伴走者が複数人いる場合は、適宜行を追加

３　事業実施者の概要

（ふりがな）	（　　）	代表者	役職名	
事業実施者の名称			氏名	
主たる事務所の所在地		事業担当者	役職名	
			氏名	
		連絡先	電話番号	
			E-mail	
事業実施場所（住所）		設立年月日		
		常時使用する従業員数		
事業実施者の類別	※運用通知別表１に定める事業実施者のいずれに該当するかを記入してください。			

４　事業実施内容

（１）スマート水産機械等を導入する理由・背景

※　現在の取組内容とスマート水産機械等を導入する理由・背景を記載してください。

※　取組内容がわかる既存資料（パンフレット等）があれば、添付してください。

（２）取組内容

※　導入するスマート水産機械等をいつ、どのように利用するか記載してください。

※　実施する取組が、デジタル水産業戦略拠点として認定された計画に係る取組である場合はどのように配慮されるのか記載ください。

（３）導入するスマート水産機械等を用いて、資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化や養殖業成長産業化に資するデータを収集し、国等の試験研究機関に提供する取組

□該当する　　□該当しない

※「該当する」を選択した場合、以下の表へ記入してください。

	連携先の試験研究機関
機関名	
所在地	
担当者連絡先 （電話番号，e-mail）	
内容	※提供するデータの内容、提供頻度、提供期間、試験研究機関での活用方法、データの帰属等について、締結した取り決めの内容に即して、できる限り具体的に記載してください。

※　連携先の試験研究機関との間で協定書等を締結する場合には、その協定書等を添付してください。

（4）水産高校等の教育機関に対し、データの提供、現場見学、外部講師として特別授業等を行う（連携協定を締結する場合に限る）取組

□該当する　　□該当しない

※「該当する」を選択した場合、以下の表へ記入してください。

	連携先の教育機関
機関名	
所在地	
担当者連絡先 （電話番号，e-mail）	
内容	※取組内容（いつ誰にどの機器を利用してどのような取組を行うのか等）について、締結した取り決めの内容に即して、年度ごとにできる限り具体的に記載してください。

※　連携先の教育機関と締結した連携協定について、協定書等を添付してください。

（5）スマート化に関する目標

本事業により導入する機械等を用いた水産業支援サービスの受益者数（利用者数の目標値）及び用可能な地理的範囲（水産業支援サービスの展開範囲の目標）について、具体的な目標を記載してください。

項目	具体的目標
受益者数（利用者数）	
利用可能な地理的範囲 （水産業支援サービスの展開範囲）	

※　利用可能な地理的範囲については同一市町村内、都道府県内、複数市町村、都道府県への展開が分かるように記載すること。

※　必要に応じて算定の根拠の資料を添付すること。

本事業により導入する機械等を用いた水産業支援サービスの受益者が得る効果について、下記の該当する項目①～③から選択し、具体的な目標を記載してください。（複数項目の目標設定可）

（項目）　①省人・省力化　②燃油使用量削減　③漁労所得の改善

項目	数値目標	具体的内容

※　必要に応じて算定の根拠の資料を添付すること。

5　経費の配分及び負担区分　　（単位：円）

区　分	補助事業に要する経費	負担区分		備考
		助成金	その他	
水産業支援サービス提供タイプ				
計				

（注）補助対象経費について、補助率１／２または２／３の適用を申請する場合には、備考欄にそれぞれ「補助率１／２」または「補助率２／３」と記載してください。

6　事業完了予定年月日

7　添付資料

５の経費の配分に記載された事項について、積算の基礎を添付してください（経費の費目については、運用通知別表３の補助対象経費が分かるように記載してください）。また、調達先が作成する見積書も添付してください。

その他、事業実施主体が指定する資料を添付してください。

（別添２）※導入利用タイプの場合

（整理番号）

スマート水産機械等導入利用計画（導入利用タイプ）

1　導入するスマート水産機械等

機械等名	メーカー	規格・型式	台数	事業費計（円）	負担区分（円）		備考
					助成金	その他	

（注）補助対象経費について、補助率１／２または２／３の適用を申請する場合には、備考欄にそれぞれ「補助率１／２」または「補助率２／３」と記載してください。

2　伴走者の概要

伴走者氏名	所属組織	連絡先（電話番号、e-mail）

※　伴走者が複数人いる場合は、適宜行を追加

3　事業実施者の概要

漁業者氏名	漁業種類	連絡先	所属漁協 （又は事業所名・住所）
			※漁協に所属しない場合は、自宅住所又は事業所の名称・住所を記入ください。

※　事業実施者が漁業者以外の場合

事業実施者名		
代表者		
住所		
事　業 担当者	役職・氏名	
	連絡先	電話番号： E-mail：

4　事業実施内容

（1）スマート水産機械等を導入する理由・背景

※　現在の取組内容とスマート水産機械等を導入する理由・背景を記載してください。

※　取組内容がわかる既存資料（パンフレット等）があれば、添付してください。

（2）取組内容

※　導入するスマート水産機械等をいつ、どのように利用するか記載してください。 ※　実施する取組が、デジタル水産業戦略拠点として認定された計画に係る取組である場合はどのように配慮されるのか記載ください。

スマート水産技術の新規性について（導入する機械等のこれまでの利用状況）

□　既に本事業により導入する機械等を利用しており、本事業により取組を拡大するもの。

□　新たに本事業に導入する機械等を利用するもの。

（3）導入するスマート水産機械等を用いて、資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化や養殖業成長産業化に資するデータを収集し、国等の試験研究機関に提供する取組

□該当する　　□該当しない

※「該当する」を選択した場合、以下の表へ記入してください。

	連携先の試験研究機関
機関名	
所在地	
担当者連絡先 （電話番号，e-mail）	
内容	※提供するデータの内容、提供頻度、提供期間、試験研究機関での活用方法、データの帰属等について、締結した取り決めの内容に即して、できる限り具体的に記載してください。

※　連携先の試験研究機関との間で協定書等を締結する場合には、その協定書等を添付してください。

（4）水産高校等の教育機関に対し、データの提供、現場見学、外部講師として特別授業等を行う（連携協定を締結する場合に限る）取組

□該当する　　□該当しない

※「該当する」を選択した場合、以下の表へ記入してください。

	連携先の教育機関
機関名	
所在地	
担当者連絡先 （電話番号，e-mail）	
内容	※取組内容（いつ誰にどの機器を利用してどのような取組を行うのか等）について、締結した取り決めの内容に即して、年度ごとにできる限り具体的に記載してください。

※　連携先の教育機関と締結した連携協定について、その協定書等を添付してください。

（5）スマート化に係る目標

本事業により導入する機械等を活用することによる効果に該当する項目①～③から選択し、具体的な目標を記載してください。（複数項目の目標設定可）

（項目）　①省人・省力化　②燃油使用量削減　③漁労所得の改善

項目	数値目標	具体的内容

※　必要に応じて算定の根拠の資料を添付すること。

5　経費の配分及び負担区分　　（単位:円）

区　分	補助事業に要する経費	負担区分		備考
		助成金	その他	
導入利用タイプ				

計				

（注）補助対象経費について、補助率１／２または２／３の適用を申請する場合には、備考欄にそれぞれ「補助率１／２」または「補助率２／３」と記載してください。

６　事業完了予定年月日

７　添付資料

５の経費の配分に記載された事項について、積算の基礎を添付してください（経費の費目については、運用通知別表３の補助対象経費が分かるように記載してください）。また、調達先が作成する見積書も添付してください。

その他、事業実施主体が指定する資料を添付してください。

別記様式第２号

○○年度スマート水産業推進緊急事業のうちスマート水産業普及推進事業
普及活動事業助成金交付申請書

番　　号
年　月　日

事業実施主体名
代表者　　殿

住所
事業実施機関名
代表者氏名

○○年度スマート水産業推進緊急事業のうちスマート水産業普及推進事業について、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年３月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第３の１－３－（１）の（４）のアの（ア）の規定に基づき、助成金　　円の交付を申請する。

記

第１　組織の概要
１　名称
２　構成員

第２　事業の目的

第３　事業実施計画

実施予定時期	実施内容	実施予定場所	参加予定人数	備 考
○○月 ○○月	※事業実施機関が開催する勉強会等の開催、視察など、スマート水産業の伝播・普及に係る活動について記載すること ・・・・ ・・・・			

第４　経費の配分及び負担区分　　（単位：円）

区分	補助事業に要する経費（又は事業に要した経費）	負担区分		備考
		助成金	自己負担金等の助成金以外による負担金	
１　普及活動費				
（１）人材育成費				
（２）普及推進費				
計				

（注）実績報告の際に各区分の「補助事業に要した経費」及び「負担区分」に交付決定額を上段括弧書きで記載すること。

備考欄には、事業区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

□　免税事業者

□　簡易課税制度の適用を受ける者

□　地方公共団体の一般会計

□　地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が５％超となることが確実に見込まれるもの

別記様式第３号

○○年度スマート水産業推進緊急事業のうちスマート水産業普及推進事業
普及活動事業助成金交付決定通知書

番　　号
年　月　日

事業実施機関名
代表者　　殿

住所
事業実施主体名
代表者氏名

○年○月○日付け（番号）で申請のあったスマート水産業推進緊急事業のうちスマート水産業普及推進事業における普及活動に係る助成金について、下記のとおり交付を決定したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年３月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第３の１－３－（１）の（４）のアの（イ）の規定に基づき、通知する。

別紙様式第４号

○○年度スマート水産業推進緊急事業のうちスマート水産業普及推進事業
助成金変更（中止又は廃止）承認申請書

番　　号
年　月　日

事業実施主体名
代表者　　殿

住所
事業実施機関名
代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号で交付決定通知があった○○年度スマート水産業推進緊急事業のうちスマート水産業普及推進事業における普及活動について、下記のとおり事業内容及び経費の配分を変更したいので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の1－3－（1）の（4）のアの（エ）（または（5）のアの（エ））の規定に基づき、申請する。

記

（注）記の記載内容は、別記様式第2号または第6号に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換えて同箇所に変更の理由を記載するとともに、承認を受けた事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
ただし、当該変更の対象外となる事項については省略する。

別記様式第5号

○○年度スマート水産業推進緊急事業のうちスマート水産業普及推進事業
概算払請求書

番　　号
年　月　日

事業実施主体名
代表者　　殿

住所
事業実施機関名
代表者氏名

○○年○月○○日付け○○第○○号で助成金の交付決定通知があった○○年度スマート水産業推進緊急事業のうちスマート水産業普及推進事業について、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の1－3－（1）の（4）のイの（ア）（または（5）のイ（ア））の規定に基づき、金　　円を概算払によって交付されたく請求する。

区分	補助事業に要する経費	助成金	既受領額		今回請求額		残額	
			金　額	出来高	金　額	出来高	金　額	出来高
合計								

（注）「区分」の欄には運用通知別表3に定める区分を記載すること

別記様式第６号

○○年度スマート水産業推進緊急事業のうちスマート水産業普及推進事業
スマート化取組計画に係る交付申請

番　　号
年　月　日

事業実施主体名
代表者　　殿

住所
事業実施機関名
代表者氏名

○○年度スマート水産業推進緊急事業のうちスマート水産業普及推進事業について、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の１－３－（１）の（５）のアの（ア）の規定に基づき、助成金　　円の交付を申請する。

記

第１　組織の概要
１　名称
２　構成員

第２　事業の目的

第３　スマート化取組計画の内容

第４　スマート化取組計画に基づいて導入するスマート機械類

整理番号	スマート機械類の名称	事業実施者名	伴走者名	事業メニュー	備考	助成金交付申請額
				○○タイプ		
				○○タイプ		
				○○タイプ		
計						

（注）補助対象経費について、補助率１／２または２／３の適用を申請する場合には、備考欄にそれぞれ「補助率１／２」または「補助率２／３」と計記載してください。

第５　経費の配分及び負担区分　　（単位：円）

区分	補助事業に要する経費（又は事業に要した経費）	負担区分		備考
		助成金	自己負担金等の助成金以外による負担金	
２　スマート水産機械等導入利用支援事業費				

（1）スマート水産業支援サービス提供タイプ				
（2）導入利用タイプ				
（3）事業運営事務費				
計				

（注）実績報告の際に各区分の「補助事業に要した経費」及び「負担区分」に交付決定額を上段括弧書きで記載すること。

備考欄には、事業区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

□ 免税事業者

□ 簡易課税制度の適用を受ける者

□ 地方公共団体の一般会計

□ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が５％超となることが確実に見込まれるもの

第６　添付資料

第４のスマート化取組計画に基づいて導入するスマート機械類について、採択されたスマート水産機械等導入利用計画を添付すること。また、第５の経費の配分に記載された事項について、事業運営事務費を計上する場合はその積算の基礎を添付すること。

別記様式第７号

○○年度スマート水産業推進緊急事業のうちスマート水産業普及推進事業
スマート化取組計画に係る助成金交付決定通知書

番　　号
年　月　日

事業実施機関名
代表者　　殿

住所
事業実施主体名
代表者氏名

○年○月○日付け（番号）で申請のあったスマート水産業推進緊急事業のうちスマート水産業普及推進事業における普及活動に係る助成金について、下記のとおり交付を決定したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の１－３－（1）の（5）のアの（イ）の規定に基づき、通知する。

記

１　審査結果　　（単位：円）

整理番号	スマート機械類の名称	事業実施者名	伴走者名	事業メニュー	審査結果	助成金交付決定額
				○○タイプ		
				○○タイプ		
				○○タイプ		

計	

（注）「整理番号」は別記様式第６号の事業実施機関整理番号と一致させる。

２　交付決定額　（単位：円）

区分	助成金交付決定額
（1）水産業支援サービス提供タイプ	
（2）導入利用タイプ	
（3）事業運営事務費	
合　計	

別記様式第８号

○○年度スマート水産業推進緊急事業のうちスマート水産業普及推進事業
普及活動事業実績報告書

番　　号
年　月　日

事業実施主体名
代表者　　殿

住所
事業実施機関名
代表者氏名

○○年○月○○日付け○○第○○号で助成金の交付決定通知があった○○年度水産業スマート水産業推進緊急事業のうちスマート水産業普及推進事業における普及活動に係る助成金について、下記のとおり事業を実施したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の１－３－（1）の（4）のイの（ウ）の規定に基づき、報告する。
また、併せて助成金の精算額金　　円の交付を請求する。

記

（注）記の記載内容は、別記様式第２号に準ずるものとする。また、添付書類については、交付申請書又は助成金変更承認申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

別記様式第９号

○○年度スマート水産業推進緊急事業のうちスマート水産業普及推進事業
スマート化取組計画に係る実績報告書

番　　号
年　月　日

事業実施主体名
代表者　　殿

住所
事業実施機関名
代表者氏名

○○年○月○○日付け○○第○○号で助成金の交付決定通知があった○○年度スマート水産業推進緊急事業のうちスマート水産業普及推進事業におけるスマート化取組計画に係る助成金について、下記のとおり事業を実施したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の1－3－（1）の（5）のイの（ウ）の規定に基づき、報告する。

また、併せて助成金の精算額金　　円の交付を請求する。

記

1　事業の目的

2　スマート化取組計画の内容及び実績

スマート水産機械等導入実績　（単位：円）

整理番号	事業実施者氏名	導入日	導入機械等の内容（名称・型式等）	導入数量	補助事業に要した経費	負担区分		備　考
						助成金	自己負担金等の助成金以外による負担金	

（注1）「区分」の欄には運用通知別表3に定める区分を記載すること。
（注2）「整理番号」は別記様式第6号の事業実施機関整理番号と一致させる。

3　経費の配分及び負担区分　（単位：円）

区分	補助事業に要した経費	負担区分		備考
		助成金	自己負担金等の助成金以外による負担金	
（1）水産業支援サービス提供タイプ				
（2）導入利用タイプ				
（3）事業運営事務費				
計				

（注）実績報告の際に各区分の「補助事業に要した経費」及び「負担区分」に交付決定額を上段括弧書きで記載すること。
備考欄には、事業区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載すること。
「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

□　免税事業者
□　簡易課税制度の適用を受ける者
□　地方公共団体の一般会計
□　地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5％超となることが確実に見込まれるもの

4　事業完了年月日

5　精算払請求額　　（単位：円）

区分	交付決定額	既受領額	今回請求額	残額 (a)－{(b)＋(c)}	備考
合計					

（注）「区分」の欄には運用通知別表３に定める区分を記載すること。

6　添付資料

（1）区分毎の経費の内訳を記載した資料（運用通知別表３の補助対象経費毎に記載）及びその証拠書類（領収書の写し等）

（2）導入した機械等の設置状況写真

（3）交付申請書又は助成金変更承認申請書に添付したもののうち、変更のあったもの

（4）その他、事業実施主体が指示する書類等

別記様式第10号

○○年度スマート水産業推進緊急事業のうちスマート水産業普及推進事業
普及活動事業助成金の額の確定通知

番　　号
年　月　日

事業実施機関名
代表者　　殿

住所
事業実施主体名
代表者氏名

○年○月○日付け（番号）で提出のあった○○年度スマート水産業推進緊急事業のうちスマート水産業普及推進事業普及活動事業助成金実績報告書の内容を確認した結果、下記のとおり助成額を確定したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第３の１－３－（1）の（4）のイの（エ）に基づき、別添のとおり通知する。
なお、精算額として、金　　円を別途交付するので、併せて通知する。

別記様式第11号

○○年度スマート水産業推進緊急事業のうちスマート水産業普及推進事業
スマート化取組計画に係る助成金の額の確定通知

番　　号
年　月　日

事業実施機関名
代表者　　殿

住所
事業実施主体名
代表者氏名

○年○月○日付け（番号）で提出のあった○○年度スマート水産業推進緊急事業のうちスマート水産業普及推進事業スマート化取組計画に係る助成金実績報告書の内容を確認した結果、下記のとおり助成額を確定したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の1－3－（1）の（5）のイの（エ）に基づき、別添のとおり通知するので、事業実施者に伝達ありたい。
また、本件に係る精算額として、金　　円を別途送金するので、事業実施者に支払いありたい。

記

1　確定した助成額　（単位：円）

区分	助成額（確定額）	精算額
合計		

（注）「区分」の欄には運用通知別表3に定める区分を記載すること。

2　確定した助成額金のうちスマート水産機械等導入利用支援費の状況額の確定の状況

（単位：円）

整理番号	事業実施者名	助成額（確定額）	精算額

（注）「整理番号」は別記様式第5号の事業実施機関整理番号と一致させる。

別記様式第12号

○○年度スマート水産業推進緊急事業のうちスマート水産業普及推進事業
成果目標達成状況報告書

（番　　号）
年　月　日

事業実施機関名
代表者　　殿

所属組織名
伴走者名

○○年○月○日付け（番号）で交付決定通知があった○年度スマート水産業推進緊急事業のうちスマート水産業普及推進事業について、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の1－3－（1）の（9）のアの規定に基づき下記のとおり報告する。

1　事業実施者による取組の概要

整理番号	事業実施者	導入した機械等の内容（名称・型式等）	事業タイプ	導入年月日	導入数量	備考

2　成果目標に対する実績

※水産業支援サービス提供タイプの場合

項目	目標	達成状況
受益者数（利用者数）		
利用可能な地理的範囲 （水産業支援サービスの展開範囲）		
受益者が得る効果		

（注１）受益者とは、本事業により導入する機械等を用いた水産業支援サービスを利用した漁業者を指す。
（注２）受益者が得る効果は、①省人・省力化、②燃油使用量削減、③漁労所得の改善のいずれか（スマート化取組計画で複数の項目を選択した場合、適宜行を追加し、選択したすべてについて）を記載すること。
（注３）実績が目標に達していない場合は、目標の達成に向けた改善策も達成状況の欄に記載すること。

※導入利用タイプの場合

項目	目標	達成状況
導入した機械等による効果		

（注１）導入した機械等による効果は、①省人・省力化、②燃油使用量削減、③漁労所得の改善のいずれか（スマート化取組計画で複数の項目を選択した場合、適宜行を追加し、選択したすべてについて）を記載すること。
（注２）実績が目標に達していない場合は、目標の達成に向けた改善策も達成状況の欄に記載すること。

3　その他

※「2　成果目標に対する実績」に記載された事項以外に導入するスマート水産機械等によってもたらされた効果があれば、記載すること。 ※実施する取組が、デジタル水産業戦略拠点として認定された計画に係る取組である場合は、どのように配慮されたのか記載すること。

※導入するスマート水産機械等を用いて、資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化や養殖業成長産業化に資するデータを収集し、国等の試験研究機関に提供する取組を実施した場合

	連携先の試験研究機関
機関名	
所在地	
担当者連絡先 （電話番号，e-mail）	
取組の実績	※提供したデータの内容、提供頻度、提供期間、試験研究機関でどのように活用されたのかその具体的取組内容等について記載すること。

※導入するスマート水産機械等を用いて、水産高校等の教育機関に対し、データの提供、現場見学、外部講師として特別授業等を行う（連携協定を締結する場合に限る）取組を実施した場合

	連携先の教育究機関
機関名	
所在地	
担当者連絡先 （電話番号，e-mail）	
取組の実績	※具体的取組内容（いつ誰にどの機器を利用してどのような取組を行ったのか等）について記載すること。

4　添付資料
（1）成果目標の達成状況の根拠となる資料
（2）その他、事業実施機関が指示する書類等

１－４－（１）　スマート水産業推進事業のうちスマート水産業普及推進事業

別記様式第１号

○○年度スマート水産業推進事業のうちスマート水産業普及推進事業
スマート化取組計画書

番　　号
年　月　日

事業実施主体
代表者　　殿

住所
事業実施機関名
代表者氏名

第１　組織の概要
　１　名称
　２　構成員

第２　スマート化の目的

第３　本計画の対象
　１　対象地域
　２　対象漁業
　３　対象漁業者
　４　対象とするサービス提供者

第４　伴走者
　１　本計画に参画する伴走者
　２　主な伴走内容

第５　試験研究機関等との連携
　１　連携する試験研究機関
　２　連携する内容

第６　教育機関との連携
　１　連携する教育機関
　２　連携する内容

第７　スマート機械の導入利用計画
　別添１または別添２を用いて作成すること。

（別添１）※水産業支援サービス提供タイプの場合

（整理番号）

スマート水産機械等導入利用計画（水産業支援サービス提供タイプ）

１　導入するスマート水産機械等

機械等名	メーカー	規格・型式	台数	事業費計（円）	負担区分（円）		備考
					助成金	その他	

（注）補助対象経費について、補助率１／２または２／３の適用を申請する場合には、備考欄にそれぞれ「補助率１／２」または「補助率２／３」と記載してください。

２　伴走者の概要

伴走者氏名	所属組織	連絡先（電話番号、e-mail）

※　伴走者が複数人いる場合は、適宜行を追加

３　事業実施者の概要

（ふりがな）	（　　）	代表者	役職名	
事業実施者の名称			氏名	
主たる事務所の所在地		事業担当者	役職名	
			氏名	
		連絡先	電話番号	
			E-mail	
事業実施場所（住所）		設立年月日		
		常時使用する従業員数		
事業実施者の類別	※運用通知別表１に定める事業実施者のいずれに該当するかを記入してください。			

４　事業実施内容

（１）スマート水産機械等を導入する理由・背景

※　現在の取組内容とスマート水産機械等を導入する理由・背景を記載してください。

※　取組内容がわかる既存資料（パンフレット等）があれば、添付してください。

（２）取組内容

※　導入するスマート水産機械等をいつ、どのように利用するか記載してください。

※　実施する取組が、デジタル水産業戦略拠点として認定された計画に係る取組である場合はどのように配慮されるのか記載ください。

（３）導入するスマート水産機械等を用いて、資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化や養殖業成長産業化に資するデータを収集し、国等の試験研究機関に提供する取組

□該当する　　□該当しない

※「該当する」を選択した場合、以下の表へ記入してください。

	連携先の試験研究機関
機関名	
所在地	
担当者連絡先 （電話番号，e-mail）	

内容	※提供するデータの内容、提供頻度、提供期間、試験研究機関での活用方法、データの帰属等について、締結した取り決めの内容に即して、できる限り具体的に記載してください。

※　連携先の試験研究機関との間で協定書等を締結する場合には、その協定書等を添付してください。

（4）水産高校等の教育機関に対し、データの提供、現場見学、外部講師として特別授業等を行う（連携協定を締結する場合に限る）取組

□該当する　　□該当しない

※「該当する」を選択した場合、以下の表へ記入してください。

	連携先の教育機関
機関名	
所在地	
担当者連絡先 （電話番号，e-mail）	
内容	※取組内容（いつ誰にどの機器を利用してどのような取組を行うのか等）について、締結した取り決めの内容に即して、年度ごとにできる限り具体的に記載してください。

※　連携先の教育機関と締結した連携協定について、協定書等を添付してください。

（5）スマート化に関する目標

本事業により導入する機械等を用いた水産業支援サービスの受益者数（利用者数の目標値）及び用可能な地理的範囲（水産業支援サービスの展開範囲の目標）について、具体的な目標を記載してください。

項目	具体的目標
受益者数（利用者数）	
利用可能な地理的範囲 （水産業支援サービスの展開範囲）	

※　利用可能な地理的範囲については同一市町村内、都道府県内、複数市町村、都道府県への展開が分かるように記載すること。

※　必要に応じて算定の根拠の資料を添付すること。

本事業により導入する機械等を用いた水産業支援サービスの受益者が得る効果について、下記の該当する項目①～③から選択し、具体的な目標を記載してください。（複数項目の目標設定可）

（項目）　①省人・省力化　②燃油使用量削減　③漁労所得の改善

項目	数値目標	具体的内容

※　必要に応じて算定の根拠の資料を添付すること。

5　経費の配分及び負担区分　　（単位：円）

区　分	補助事業に要する経費	負担区分		備考
		助成金	その他	
水産業支援サービス提供タイプ				
計				

（注）補助対象経費について、補助率１／２または２／３の適用を申請する場合には、備考欄にそれぞれ「補助率１／２」または「補助率２／３」と記載してください。

6　事業完了予定年月日

7　添付資料

５の経費の配分に記載された事項について、積算の基礎を添付してください（経費の費目については、運用通知別表３の補助対象経費が分かるように記載してください）。また、調達先が作成する見積書も添付してください。

その他、事業実施主体が指定する資料を添付してください。

（別添２）※導入利用タイプの場合

（整理番号）

スマート水産機械等導入利用計画（導入利用タイプ）

1　導入するスマート水産機械等

機械等名	メーカー	規格・型式	台数	事業費計（円）	負担区分（円）		備考
					助成金	その他	

（注）補助対象経費について、補助率１／２または２／３の適用を申請する場合には、備考欄にそれぞれ「補助率１／２」または「補助率２／３」と記載してください。

2　伴走者の概要

伴走者氏名	所属組織	連絡先（電話番号、e-mail）

※伴走者が複数人いる場合は、適宜行を追加

3　事業実施者の概要

漁業者氏名	漁業種類	連絡先	所属漁協 （又は事業所名・住所）
			※漁協に所属しない場合は、自宅住所又は事業所の名称・住所を記入ください。

※　事業実施者が漁業者以外の場合

事業実施者名		
代表者		
住所		
事　業 担当者	役職・氏名	
	連絡先	電話番号： E-mail：

4　事業実施内容

（1）スマート水産機械等を導入する理由・背景

※　現在の取組内容とスマート水産機械等を導入する理由・背景を記載してください。

※　取組内容がわかる既存資料（パンフレット等）があれば、添付してください。

（2）取組内容

※　導入するスマート水産機械等をいつ、どのように利用するか記載してください。
※　実施する取組が、デジタル水産業戦略拠点として認定された計画に係る取組である場合はどのように配慮されるのか記載ください。

スマート水産技術の新規性について（導入する機械等のこれまでの利用状況）
□　既に本事業により導入する機械等を利用しており、本事業により取組を拡大するもの。
□　新たに本事業に導入する機械等を利用するもの。

（3）導入するスマート水産機械等を用いて、資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化や養殖業成長産業化に資するデータを収集し、国等の試験研究機関に提供する取組

□該当する　　□該当しない

※「該当する」を選択した場合、以下の表へ記入してください。

	連携先の試験研究機関
機関名	
所在地	
担当者連絡先（電話番号，e-mail）	
内容	※提供するデータの内容、提供頻度、提供期間、試験研究機関での活用方法、データの帰属等について、締結した取り決めの内容に即して、できる限り具体的に記載してください。

※連携先の試験研究機関との間で協定書等を締結する場合には、その協定書等を添付してください。

（4）水産高校等の教育機関に対し、データの提供、現場見学、外部講師として特別授業等を行う（連携協定を締結する場合に限る）取組

□該当する　　□該当しない

※「該当する」を選択した場合、以下の表へ記入してください。

	連携先の教育機関
機関名	
所在地	
担当者連絡先（電話番号，e-mail）	
内容	※取組内容（いつ誰にどの機器を利用してどのような取組を行うのか等）について、締結した取り決めの内容に即して、年度ごとにできる限り具体的に記載してください。

※連携先の教育機関と締結した連携協定について、その協定書等を添付してください。

（5）スマート化に係る目標

本事業により導入する機械等を活用することによる効果に該当する項目①～③から選択し、具体的な目標を記載してください。（複数項目の目標設定可）

（項目）　①省人・省力化　②燃油使用量削減　③漁労所得の改善

項目	数値目標	具体的内容

※必要に応じて算定の根拠の資料を添付すること。

５　経費の配分及び負担区分　　（単位：円）

区　分	補助事業に要する経費	負担区分		備考
		助成金	その他	
導入利用タイプ				
計				

（注）補助対象経費について、補助率１／２または２／３の適用を申請する場合には、備考欄にそれぞれ「補助率１／２」または「補助率２／３」と記載してください。

６　事業完了予定年月日

７　添付資料

５の経費の配分に記載された事項について、積算の基礎を添付してください（経費の費目については、運用通知別表３の補助対象経費が分かるように記載してください）。また、調達先が作成する見積書も添付してください。

その他、事業実施主体が指定する資料を添付してください。

別記様式第２号

○○年度スマート水産業推進事業のうちスマート水産業普及推進事業
普及活動事業助成金交付申請書

番　　号
年　月　日

事業実施主体名
代表者　　殿

住所
事業実施機関名
代表者氏名

○○年度スマート水産業推進事業のうちスマート水産業普及推進事業について、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年３月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第３の１－４－（１）の（４）のアの（ア）の規定に基づき、助成金　　円の交付を申請する。

記

第１　組織の概要
１　名称
２　構成員

第２　事業の目的

第３　事業実施計画

実施予定時期	実施内容	実施予定場所	参加予定人数	備 考
○○月 ○○月	※事業実施機関が開催する勉強会等の開催、視察など、スマート水産業の伝播・普及に係る活動について記載すること ・・・・ ・・・・			

第４　経費の配分及び負担区分　　（単位：円）

区分	補助事業に要する経費（又は事業に要した経費）	負担区分		備考
		助成金	自己負担金等の助成金以外による負担金	
１　普及活動費				
（１）人材育成費				
（２）普及推進費				
計				

（注）実績報告の際に各区分の「補助事業に要した経費」及び「負担区分」に交付決定額を上段括弧書きで記載すること。

備考欄には、事業区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

□　免税事業者

□　簡易課税制度の適用を受ける者

□　地方公共団体の一般会計

□　地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が５％超となることが確実に見込まれるもの

別記様式第３号

○○年度スマート水産業推進事業のうちスマート水産業普及推進事業
普及活動事業助成金交付決定通知書

番　　号
年　月　日

事業実施機関名
代表者　　殿

住所
事業実施主体名
代表者氏名

○年○月○日付け（番号）で申請のあったスマート水産業推進事業のうちスマート水産業普及推進事業における普及活動に係る助成金について、下記のとおり交付を決定したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年３月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第３の１－４－（１）の（４）のアの（イ）の規定に基づき、通知する。

別紙様式第４号

○○年度スマート水産業推進事業のうちスマート水産業普及推進事業
助成金変更（中止又は廃止）承認申請書

番　　号
年　月　日

事業実施主体名
代表者　　殿

住所
事業実施機関名
代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号で交付決定通知があった○○年度スマート水産業推進事業のうちスマート水産業普及推進事業における普及活動について、下記のとおり事業内容及び経費の配分を変更したいので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年３月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第３の１－４－（１）の（４）のアの（エ）（または（５）のアの（エ））の規定に基づき、申請する。

記

（注）記の記載内容は、別記様式第２号または第６号に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換えて同箇所に変更の理由を記載するとともに、承認を受けた事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
ただし、当該変更の対象外となる事項については省略する。

別記様式第５号

○○年度スマート水産業推進事業のうちスマート水産業普及推進事業
概算払請求書

番　　号
年　月　日

事業実施主体名
代表者　　殿

住所
事業実施機関名
代表者氏名

○○年○月○○日付け○○第○○号で助成金の交付決定通知があった○○年度スマート水産業推進事業のうちスマート水産業普及推進事業について、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年３月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第３の１－４－（１）の（４）のイの（ア）（または（５）のイ（ア））の規定に基づき、金　　円を概算払によって交付されたく請求する。

区分	補助事業に要する経費	助成金	既受領額		今回請求額		残額	
			金　額	出来高	金　額	出来高	金　額	出来高
合計								

（注）「区分」の欄には運用通知別表３に定める区分を記載すること。

別記様式第６号

○○年度スマート水産業推進事業のうちスマート水産業普及推進事業
スマート化取組計画に係る交付申請

番　　号
年　月　日

事業実施主体名
代表者　　殿

住所
事業実施機関名
代表者氏名

○○年度スマート水産業推進事業のうちスマート水産業普及推進事業について、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第３の１－４－（１）の（５）のアの（ア）の規定に基づき、助成金　　円の交付を申請する。

記

第１　組織の概要
１　名称
２　構成員

第２　事業の目的

第３　スマート化取組計画の内容

第４　スマート化取組計画に基づいて導入するスマート機械類

整理番号	スマート機械類の名称	事業実施者名	伴走者名	事業メニュー	備考	助成金交付申請額
				○○タイプ		
				○○タイプ		
				○○タイプ		
計						

(注) 補助対象経費について、補助率１／２または２／３の適用を申請する場合には、備考欄にそれぞれ「補助率１／２」または「補助率２／３」と記載してください。

各スマート機械類によるスマート化の取組については、別添のとおりとする。

第５　経費の配分及び負担区分　　(単位:円)

区分	補助事業に要する経費（又は事業に要した経費）	負担区分		備考
		助成金	自己負担金等の助成金以外による負担金	

2　スマート水産機械等導入利用支援事業費				
（1）スマート水産業支援サービス提供タイプ				
（2）導入利用タイプ				
（3）事業運営事務費				
計				

（注）実績報告の際に各区分の「補助事業に要した経費」及び「負担区分」に交付決定額を上段括弧書きで記載すること。

備考欄には、事業区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

□　免税事業者

□　簡易課税制度の適用を受ける者

□　地方公共団体の一般会計

□　地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が５％超となることが確実に見込まれるもの

第６　添付資料

第４のスマート化取組計画に基づいて導入するスマート機械類について、採択されたスマート水産機械等導入利用計画を添付すること。また、第５の経費の配分に記載された事項について、事業運営事務費を計上する場合はその積算の基礎を添付すること。

別記様式第７号

○○年度スマート水産業推進事業のうちスマート水産業普及推進事業
スマート化取組計画に係る助成金交付決定通知書

番　　号
年　月　日

事業実施機関名
代表者　　殿

住所
事業実施主体名
代表者氏名

○年○月○日付け（番号）で申請のあったスマート水産業推進事業のうちスマート水産業普及推進事業における普及活動に係る助成金について、下記のとおり交付を決定したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年３月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第３の１－４－（１）の（５）のアの（イ）の規定に基づき、通知する。

記

１　審査結果　　（単位：円）

整理番号	スマート機械類の名称	事業実施者名	伴走者名	事業メニュー	審査結果	助成金交付決定額
				○○タイプ		
				○○タイプ		

				○○タイプ		
計						

（注）「整理番号」は別記様式第６号の事業実施機関整理番号と一致させる。

２　交付決定額　　（単位：円）

区分	助成金交付決定額
（1）水産業支援サービス提供タイプ	
（2）導入利用タイプ	
（3）事業運営事務費	
合　計	

別記様式第８号

○○年度スマート水産業推進事業のうちスマート水産業普及推進事業
普及活動事業実績報告書

番　　号
年　月　日

事業実施主体名
代表者　　殿

住所
事業実施機関名
代表者氏名

○○年○月○○日付け○○第○○号で助成金の交付決定通知があった○○年度水産業スマート水産業推進事業のうちスマート水産業普及推進事業における普及活動に係る助成金について、下記のとおり事業を実施したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年３月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第３の１－４－（1）の（4）のイの（ウ）の規定に基づき、報告する。

また、併せて助成金の精算額金　　円の交付を請求する。

記

（注）記の記載内容は、別記様式第２号に準ずるものとする。また、添付書類については、交付申請書又は助成金変更承認申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

別記様式第９号

○○年度スマート水産業推進事業のうちスマート水産業普及推進事業
スマート化取組計画に係る実績報告書

番　　号
年　月　日

事業実施主体名
代表者　　殿

住所
事業実施機関名
代表者氏名

○○年○月○○日付け○○第○○号で助成金の交付決定通知があった○○年度スマート水産業推進事業のうちスマート水産業普及推進事業におけるスマート化取組計画に係る助成金について、下記のとおり事業を実施したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年３月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第３の１－４－（１）の（５）のイの（ウ）の規定に基づき、報告する。

また、併せて助成金の精算額金　　円の交付を請求する。

記

１　事業の目的

２　スマート化取組計画の内容及び実績

スマート水産機械等導入実績　（単位：円）

整理番号	事業実施者氏名	導入日	導入機械等の内容（名称・型式等）	導入数量	補助事業に要した経費	負担区分		備　考
						助成金	自己負担金等の助成金以外による負担金	

（注１）「区分」の欄には運用通知別表３に定める区分を記載すること。
（注２）「整理番号」は別記様式第６号の事業実施機関整理番号と一致させる。

３　経費の配分及び負担区分　（単位：円）

区分	補助事業に要した経費	負担区分		備考
		助成金	自己負担金等の助成金以外による負担金	
（１）水産業支援サービス提供タイプ				
（２）導入利用タイプ				
（３）事業運営事務費				
計				

（注）実績報告の際に各区分の「補助事業に要した経費」及び「負担区分」に交付決定額を上段括弧書きで記載すること。
備考欄には、事業区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載すること。
「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
□　免税事業者
□　簡易課税制度の適用を受ける者
□　地方公共団体の一般会計
□地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が５％超となることが確実に見込まれるもの

４　事業完了年月日

5　精算払請求額　　（単位：円）

区分	交付決定額	既受領額	今回請求額	残額 (a)－{(b)＋(c)}	備考
合計					

（注）「区分」の欄には運用通知別表３に定める区分を記載すること。

6　添付資料

（1）区分毎の経費の内訳を記載した資料（運用通知別表３の補助対象経費毎に記載）及びその証拠書類（領収書の写し等）

（2）導入した機械等の設置状況写真

（3）交付申請書又は助成金変更承認申請書に添付したもののうち、変更のあったもの

（4）その他、事業実施主体が指示する書類等

別記様式第 10 号

○○年度スマート水産業推進事業のうちスマート水産業普及推進事業
普及活動事業助成金の額の確定通知

番　　号
年　月　日

事業実施機関名
代表者　　殿

住所
事業実施主体名
代表者氏名

○年○月○日付け（番号）で提出のあった○○年度スマート水産業推進事業のうちスマート水産業普及推進事業普及活動事業助成金実績報告書の内容を確認した結果、下記のとおり助成額を確定したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の１－４－（1）の（4）のイの（エ）に基づき、別添のとおり通知する。

なお、精算額として、金　　円を別途交付するので、併せて通知する。

別記様式第11号

○○年度スマート水産業推進事業のうちスマート水産業普及推進事業
スマート化取組計画に係る助成金の額の確定通知

番　　号
年　月　日

事業実施機関名
代表者　　殿

住所
事業実施主体名
代表者氏名

〇年〇月〇日付け（番号）で提出のあった〇〇年度スマート水産業推進事業のうちスマート水産業普及推進事業スマート化取組計画に係る助成金実績報告書の内容を確認した結果、下記のとおり助成額を確定したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年３月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第３の１－４－（１）の（５）のイの（エ）に基づき、別添のとおり通知するので、事業実施者に伝達ありたい。

また、本件に係る精算額として、金　　円を別途送金するので、事業実施者に支払いありたい。

記

１　確定した助成額　（単位：円）

区分	助成額 （確定額）	精算額
合計		

（注）「区分」の欄には運用通知別表３に定める区分を記載すること。

２　確定した助成額金のうちスマート水産機械等導入利用支援費の状況額の確定の状況　（単位：円）

整理番号	事業実施者名	助成額（確定額）	精算額

（注）「整理番号」は別記様式第５号の事業実施機関整理番号と一致させる。

別記様式第12号

〇〇年度スマート水産業推進事業のうちスマート水産業普及推進事業
成果目標達成状況報告書

（番　　号）
年　月　日

事業実施機関名
代表者　　殿

所属組織名
伴走者名

〇〇年〇月〇日付け（番号）で交付決定通知があった〇年度スマート水産業推進事業のうちスマート水産業普及推進事業について、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年３月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第３の１－４－（１）の（９）のアの規定に基づき下記のとおり報告する。

１　事業実施者による取組の概要

整理番号	事業実施者	導入した機械等の内容 （名称・型式等）	事業タイプ	導入年月日	導入数量	備考

2　成果目標に対する実績

※水産業支援サービス提供タイプの場合

項目	目標	達成状況
受益者数（利用者数）		
利用可能な地理的範囲 （水産業支援サービスの展開範囲）		
受益者が得る効果		

（注１）受益者とは、本事業により導入する機械等を用いた水産業支援サービスを利用した漁業者を指す。

（注２）受益者が得る効果は、①省人・省力化、②燃油使用量削減、③漁労所得の改善のいずれか（スマート化取組計画で複数の項目を選択した場合、適宜行を追加し、選択したすべてについて）を記載すること。

（注３）実績が目標に達していない場合は、目標の達成に向けた改善策も達成状況の欄に記載すること。

※導入利用タイプの場合

項目	目標	達成状況
導入した機械等による効果		

（注１）導入した機械等による効果は、①省人・省力化、②燃油使用量削減、③漁労所得の改善のいずれか（スマート化取組計画で複数の項目を選択した場合、適宜行を追加し、選択したすべてについて）を記載すること。

（注２）実績が目標に達していない場合は、目標の達成に向けた改善策も達成状況の欄に記載すること。

3　その他

※「2　成果目標に対する実績」に記載された事項以外に導入するスマート水産機械等によってもたらされた効果があれば、記載すること。

※実施する取組が、デジタル水産業戦略拠点として認定された計画に係る取組である場合は、どのように配慮されたのか記載すること。

※導入するスマート水産機械等を用いて、資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化や養殖業成長産業化に資するデータを収集し、国等の試験研究機関に提供する取組を実施した場合

	連携先の試験研究機関
機関名	
所在地	
担当者連絡先 （電話番号，e-mail）	
取組の実績	※提供したデータの内容、提供頻度、提供期間、試験研究機関でどのように活用されたのかその具体的取組内容等について記載すること。

※導入するスマート水産機械等を用いて、水産高校等の教育機関に対し、データの提供、現場見学、外部講師として特別授業等を行う（連携協定を締結する場合に限る）取組を実施した場合

	連携先の教育究機関
機関名	
所在地	
担当者連絡先 （電話番号，e-mail）	
取組の実績	※具体的取組内容（いつ誰にどの機器を利用してどのような取組を行ったのか等）について記載すること。

4　添付資料

（1）成果目標の達成状況の根拠となる資料

（2）その他、事業実施機関が指示する書類等